

3.7. 文化財

ア. 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等の分布状況は、表 3-30～表 3-34及び図 3-17に示すとおりである。

調査範囲には、国指定の文化財が 11 件、県指定の文化財が 6 件、市指定の文化財が 17 件、国指定の登録文化財が 15 件、市指定の登録文化財が 22 件ある。

なお、計画地内に指定文化財・登録文化財は存在しない。

表 3-30 指定文化財の状況(国指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
1	国宝 大崎八幡宮本殿・石の間・拝殿 附 棟札 1 枚	1 棟	青葉区八幡四丁目 6-1	明治 36 年 4 月 15 日
2	大崎八幡宮長床	1 棟	青葉区八幡四丁目 6-1	昭和 41 年 6 月 11 日
3	陸奥国分寺薬師堂 附 厨子 1 基・棟札 1 枚	1 棟	若林区木ノ下三丁目 8-1	明治 36 年 4 月 15 日
4	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石灯笼 34 基	5 棟	青葉区東照宮 1 丁目 6-1	昭和 28 年 3 月 31 日
記念物(史跡)				
5	陸奥国分寺跡		若林区木ノ下二丁目・三丁目	大正 11 年 10 月 12 日
6	陸奥国分尼寺跡		若林区白萩町	昭和 23 年 12 月 18 日
7	林子平墓		青葉区子平町 19-5	昭和 17 年 7 月 21 日
8	仙台城跡		青葉区荒巻字青葉無番地ほか	平成 15 年 8 月 27 日
記念物(天然記念物)				
9	苦竹のイチョウ		宮城野区銀杏町	大正 15 年 10 月 20 日
10	青葉山		青葉区荒巻字青葉 12 番地の内	昭和 47 年 7 月 11 日
11	東昌寺のマルミガヤ		青葉区青葉町 8-1	平成 7 年 3 月 20 日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 27 年 3 月 1 日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/manabu/bunkazai/sendai/1303.html>

表 3-31 指定文化財の状況(県指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
12	白山神社本殿	1 棟	若林区木ノ下三丁目 9-1	昭和 30 年 3 月 25 日
13	東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	1 棟	青葉区東照宮一丁目 6-1	昭和 39 年 9 月 4 日
14	大崎八幡宮石鳥居	1 基	青葉区八幡四丁目 6-1	昭和 45 年 10 月 30 日
15	亀岡八幡宮石鳥居 附 鳥居額	1 基	青葉区川内亀岡町 62	昭和 45 年 10 月 30 日
16	宮城県知事公館正門(旧仙台城門)	1 棟	青葉区広瀬町 5-43	昭和 46 年 11 月 9 日
17	陸奥国分寺薬師堂仁王門	1 棟	若林区木ノ下三丁目 8-1	昭和 50 年 4 月 30 日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 27 年 3 月 1 日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/manabu/bunkazai/sendai/1303.html>

表 3-32 指定文化財の状況(市指定文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
18	旧第四連隊兵舎	1棟	宮城野区五輪一丁目3-7	昭和53年6月16日
19	成覚寺山門(旧浄眼院殿霊屋門)	1棟	若林区新寺三丁目10-12	昭和61年12月20日
20	荘巖寺山門	1棟	青葉区新坂町12-1	昭和61年12月20日
21	輪王寺山門	1棟	青葉区北山一丁目6番街区	昭和61年12月20日
22	大満寺虚空蔵堂 附 厨子1基	1棟	太白区向山四丁目17-1	昭和62年3月30日
23	大願寺山門(旧万寿院殿霊屋門)	1棟	青葉区新坂町7-1	昭和62年3月30日
24	泰心院山門(旧仙台藩藩校養賢堂正門)	1棟	若林区南鍛冶町100	昭和62年3月30日
25	愛宕神社本殿・拝殿 附 棟札3枚	2棟	太白区向山四丁目17-1	平成8年1月30日
26	毘沙門堂唐門	1棟	若林区荒町206番地	平成8年1月30日
27	旧姉齒家茶室(残月亭) 附 扁額「残月亭」1面	1棟	青葉区川内三の丸跡	平成9年7月1日
記念物(史跡)				
28	三沢初子の墓など		宮城野区榴岡五丁目4	昭和47年2月1日
29	刀工本郷国包各代の墓所		若林区新寺二丁目7-33	昭和55年10月20日
30	経ヶ峯伊達家墓所		青葉区霊屋下	昭和59年7月21日
31	松森焰硝蔵跡		泉区南光台東二丁目35-8	昭和62年5月1日
天然記念物				
32	霊屋下セコイヤ類化石林		青葉区米ヶ袋一丁目, 三丁目, 霊屋下	昭和48年8月6日
33	仙台城二の丸跡南西境の杉並木(部分)	13本	青葉区川内12-2	平成18年12月5日
34	子平町の藤	1株	青葉区子平町3番11号	平成23年7月1日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典: 「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/manabu/bunkazai/sendai/1303.html>

表 3-33 登録文化財の状況(国登録文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
35	荒巻配水池入口	1 基	青葉区国見三丁目 6-1 地先	平成 11 年 7 月 19 日
36	三居沢発電所	1 棟	青葉区荒巻三居沢 16	平成 11 年 9 月 7 日
37	庄子屋醤油店店舗及び住宅	1 棟	青葉区八幡	平成 12 年 12 月 20 日
38	門間箆笥店主屋	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
39	門間箆笥店板倉	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
40	門間箆笥店稲荷社	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
41	門間箆笥店指物工房	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
42	門間箆笥店塗り工房	1 棟	若林区南鍛冶町 143	平成 14 年 3 月 12 日
43	大崎八幡宮社務所	1 棟	青葉区八幡四丁目 170	平成 23 年 7 月 25 日
44	大崎八幡宮旧宮司宿舍	1 棟	青葉区八幡四丁目 170	平成 23 年 7 月 25 日
45	大崎八幡宮神馬舎	1 棟	青葉区八幡四丁目 170	平成 23 年 7 月 25 日
46	デフォレスト館	1 棟	青葉区土樋一丁目 6-1	平成 25 年 3 月 29 日
47	東北学院大学(旧東北学院専門部校舎)	1 棟	青葉区土樋 1-1	平成 26 年 12 月 19 日
48	ラーハウザー記念東北学院礼拝堂	1 棟	青葉区土樋 1-1	平成 26 年 12 月 19 日
49	東北学院大学大学院棟 (旧シュネーダー記念東北学院図書館)	1 棟	青葉区土樋 1-1	平成 26 年 12 月 19 日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成 27 年 3 月 1 日現在 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/manabu/bunkazai/sendai/1303.html>

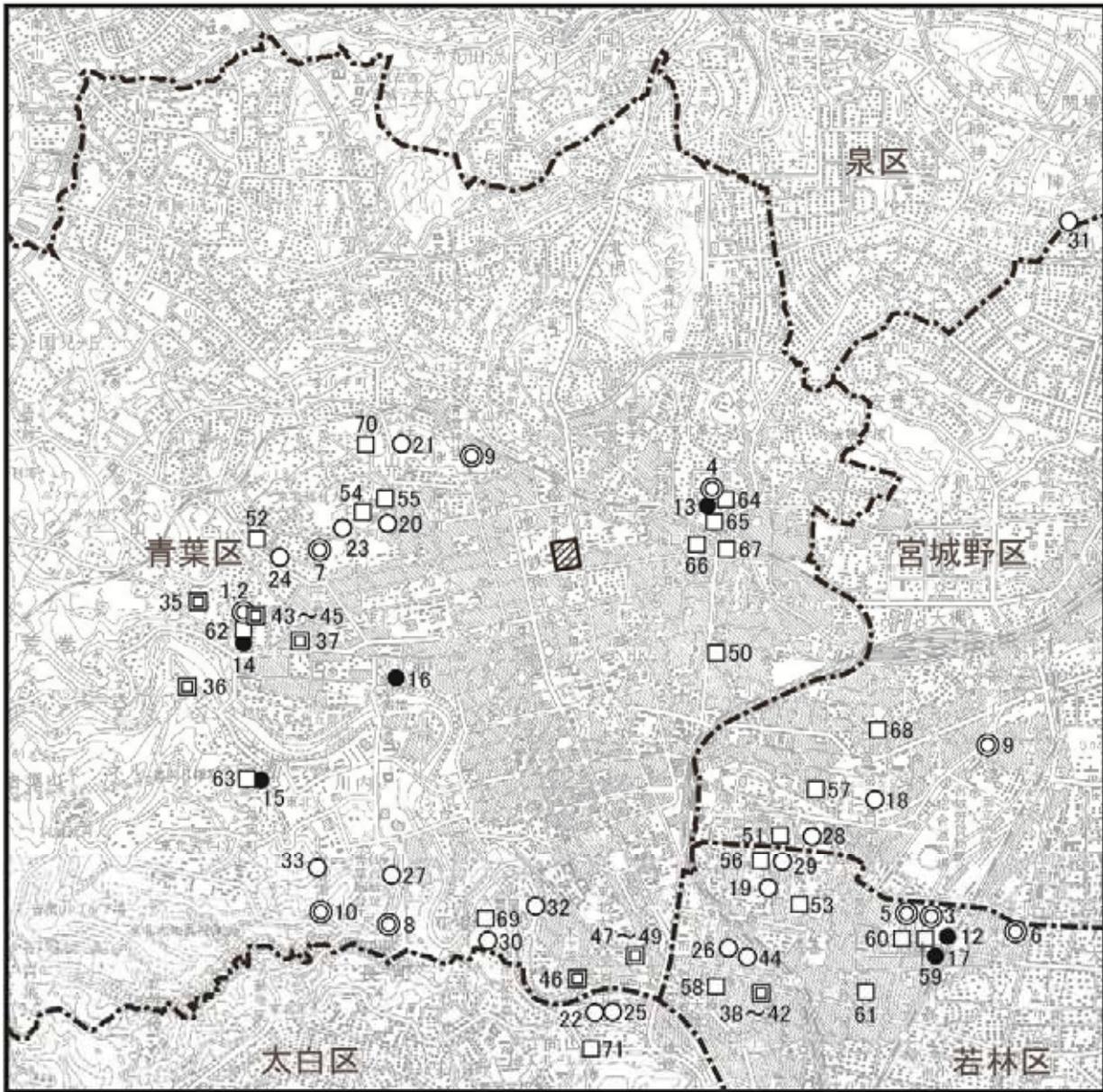
表 3-34 登録文化財の状況(市登録文化財)

No.	名称	員数	所在地	指定年月日
有形文化財(建造物)				
50	安藤家住宅	1棟	青葉区宮町	平成7年9月5日
51	釈迦堂	1棟	宮城野区榴岡四丁目 11-11	平成7年9月5日
52	壽徳寺山門	1棟	青葉区国見一丁目 15-1	平成7年9月5日
53	松音寺山門	1棟	若林区新寺四丁目 6-28	平成7年9月5日
54	稱念寺本堂	1棟	青葉区新坂町 10-3	平成7年9月5日
55	昌繁寺山門、観音堂	2棟	青葉区新坂町 13-1	平成7年9月5日
56	正楽寺本堂・山門	2棟	若林区新寺二丁目 6-35	平成7年9月5日
57	榴岡天満宮唐門	1棟	宮城野区榴ヶ岡 23	平成7年9月5日
58	仏眼寺本堂	1棟	若林区荒町 35	平成7年9月5日
59	陸奥国分寺鐘楼	1棟	若林区木ノ下三丁目 8	平成7年9月5日
60	陸奥国分寺准胝観音堂	1棟	若林区木ノ下二丁目 4	平成7年9月5日
61	冷源寺山門	1棟	若林区成田町 125	平成7年9月5日
62	大崎八幡宮石段	1基	青葉区八幡四丁目 6-1	平成7年9月5日
63	亀岡八幡宮石段	1基	青葉区川内亀岡町 62	平成7年9月5日
64	東照宮石段	2基	青葉区東照宮一丁目 6-1	平成7年9月5日
65	仙岳院本堂	1基	青葉区東照宮一丁目 1-16	平成8年3月5日
66	清浄光院本堂	1棟	青葉区宮町五丁目 1-11	平成8年3月5日
67	延寿院本堂・地藏堂	2棟	青葉区宮町五丁目 6-18	平成8年3月5日
68	善入院観音堂	1棟	宮城野区原町一丁目 1-67	平成8年3月5日
69	瑞鳳寺高尾門	1棟	青葉区霊屋下 23-5	平成8年3月5日
70	北山羽黒神社境内社	1棟	青葉区北山二丁目 8-15	平成8年3月5日
71	愛宕神社神門	1棟	太白区向山四丁目 17-1	平成8年3月5日

注) 表中の番号は図 3-17の番号に対応する。

出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在, 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/manabu/bunkazai/sendai/1303.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 国指定文化財(1~11)
-  : 県指定文化財(12~17)
-  : 市指定文化財(18~34)
-  : 国登録文化財(35~49)
-  : 市登録文化財(50~71)

出典：「仙台市の文化財（指定文化財及び登録文化財）の種類と数」（平成27年3月1日現在，仙台市）
<http://www.city.sendai.jp/manabu/bunkazai/sendai/1303.html>

図 3-17 文化財の分布状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

イ. その他事業の立地上配慮を要する文化財

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況は、表 3-35及び図 3-18に示すとおりである。
なお、計画地内に埋蔵文化財は存在しない。

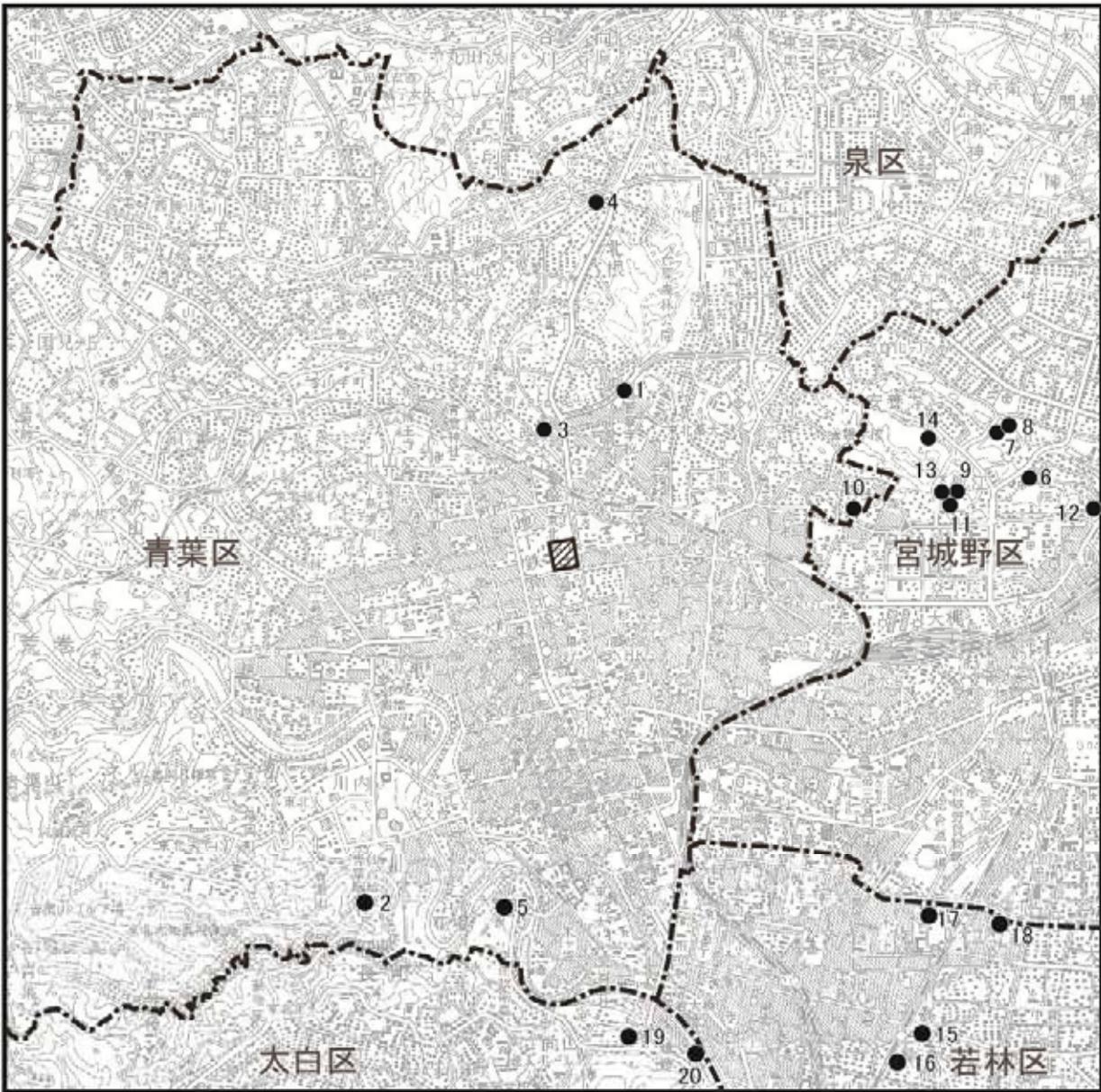
表 3-35 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況

No.	名称	所在地
青葉区		
1	五本松窯跡	台原森林公園ほか
2	仙台北城跡	川内・荒巻字青葉
3	堤町窯跡 B 地点	堤町 2 丁目ほか
4	新妻家墓地	北根四丁目
5	経ヶ峯	霊屋下
宮城野区		
6	安養寺下窯跡	東仙台六丁目
7	安養寺中囲窯跡	安養寺三丁目
8	安養寺配水場前窯跡	安養寺三丁目
9	神明社窯跡 A 地区	柞江
10	庚申前窯跡	二の森
11	神明社窯跡	柞江
12	大蓮寺窯跡	東仙台六丁目
13	柞江遺跡	柞江
14	与兵衛沼窯跡	小松島新堤ほか
若林区		
15	法領塚古墳	一本杉町
16	養種園遺跡	南小泉一丁目
17	陸奥国分寺跡	木ノ下二丁目, 三丁目
18	陸奥国分尼寺跡	白萩町
太白区		
19	愛宕山横穴墓群	向山四丁目
20	宗禅寺横穴墓群	根岸町

注) 表中の番号は図 3-18の番号に対応する。

出典: 「仙台市の遺跡」(仙台市文化財課)

<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>



凡 例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)(1~20)

出典：「仙台市の遺跡」（仙台市文化財課）
<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/bunkazai/iseki/00000010.html>

図 3-18 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

3.8. その他の指定状況

ア．用途地域の指定状況

調査範囲における用途地域の設定状況は図 3-19に示すとおりである。
計画地は、第二種住居地域に指定されている。

イ．騒音に係る環境基準の類型指定区分

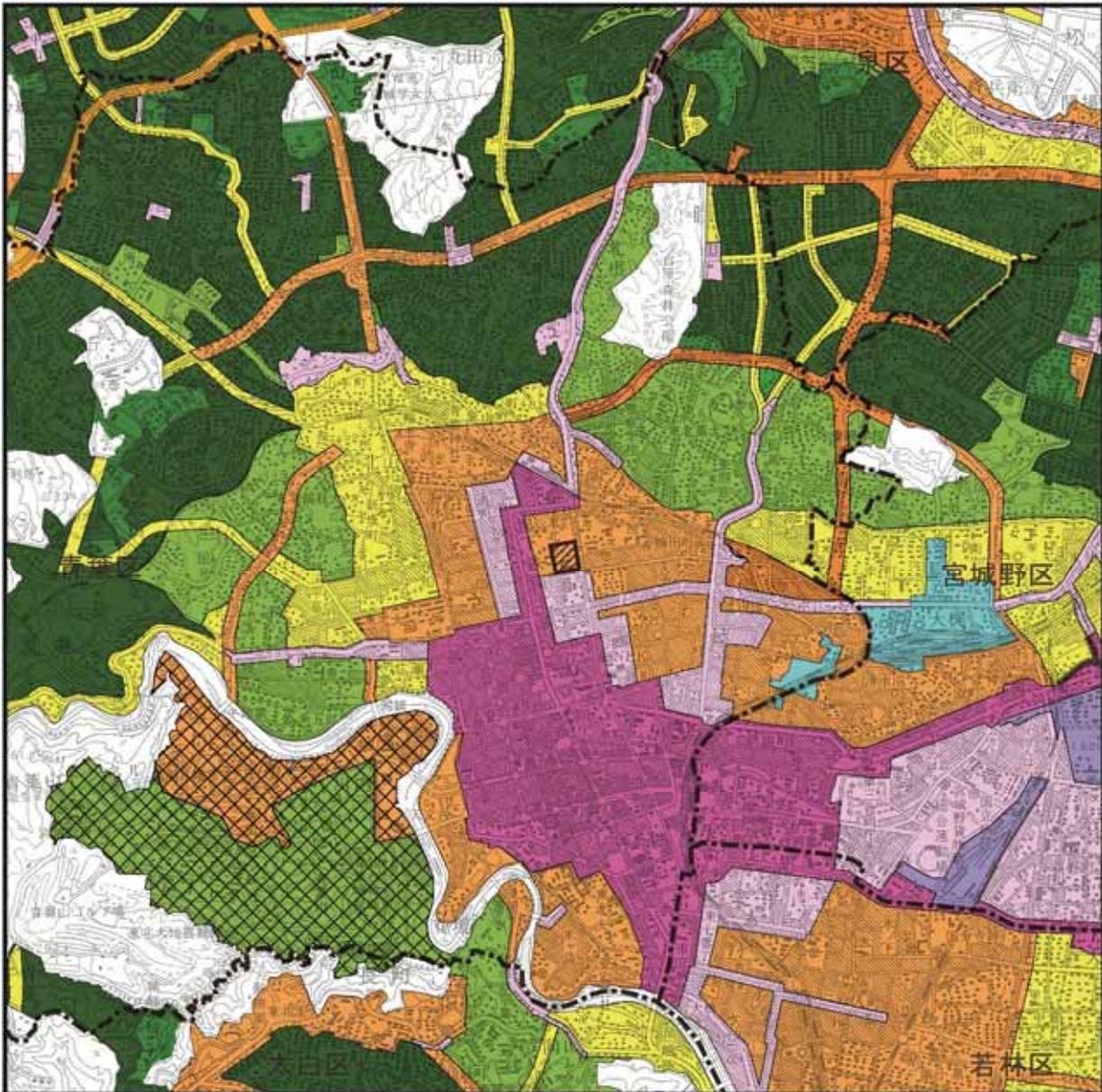
計画地周辺における騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 3-20に示すとおりである。
計画地周辺に、騒音に係る環境基準の AA 類型(特に静穏を要する地域)の指定地域はない。なお、計画地は、第二種住居地域に位置しているため、B 類型に該当する。

ウ．法令等に基づく指定・規制

調査範囲における関連する主な関係法令は、表 3-36に示すとおりである。

表 3-36 関係法令の指定，規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	
森林法	森林計画、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。その中で、無秩序な市街化を防止するための区域区分や土地利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導するための用途地域を定めている。	図 3-19
文化財保護法	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的とし、重要文化財の指定、史跡、名勝、天然記念物の指定等について定められている。	図 3-17
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣被害等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。	図 3-21
砂防法	河川の侵食、山腹の崩壊及び風水害、震災等により土砂等の生産、流出または堆積が顕著な区域や砂防設備の設置が必要な区域を「砂防指定地」として指定し、治水上砂防のために支障のある行為(竹木の伐採、土石・砂れきの採取等)を制限している。	図 3-6
地すべり等防止法	地すべりによる崩壊を防止するため、「地すべり防止区域」を指定し、地下水を増加させる行為や地表水の浸透を助長する行為などの地すべりの原因となる行為を制限している。	図 3-6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、「急傾斜地崩壊危険区域」を指定し、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置などの行為を制限している。	図 3-6
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するため、河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定して、建築物の規模の抑制、既存樹木の伐採制限、緑化の推進及び排水の規制をおこなっている。	図 3-22
杜の都の環境をつくる条例	市街地に残る貴重な緑地や樹木などを保全する保存緑地や保存樹木等の制度を定め、また緑豊かで潤いのある都市環境を形成するため、工場や事業所の敷地内緑化を義務化するなど、緑の保全と創出を図っている。	図 3-8
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としている。	図 3-27 図 3-28
杜の都の風土を育む景観条例	杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めており、景観形成に影響を及ぼす大規模建築物等の建築に関する指針を定めている。	図 3-23
屋外広告物条例	屋外広告物に関し、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物が適正に掲出されるよう、屋外広告物のルールを定めている。	図 3-23 図 3-29



凡例

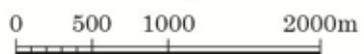
-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 第一種低層住居専用地域
-  : 第二種低層住居専用地域
-  : 第一種中高層住居専用地域
-  : 第二種中高層住居専用地域
-  : 第一種住居地域
-  : 第二種住居地域
-  : 近隣商業地域
-  : 商業地域
-  : 準工業地域
-  : 工業地域
-  : 特別用途地区(文教地区)
-  : 指定無し

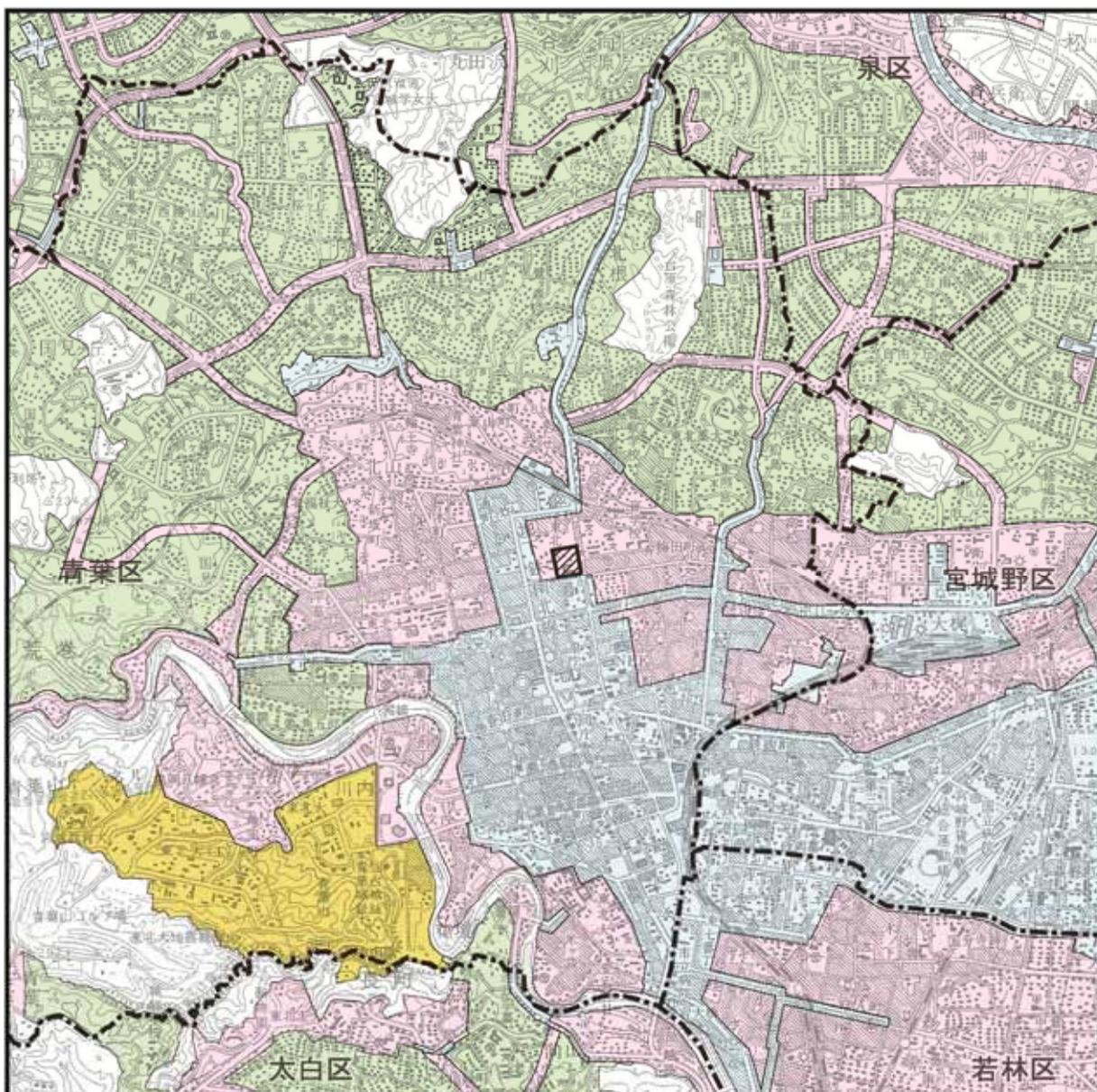
出典:「仙台市都市計画総括図」(平成26年10月現在, 仙台市)

図 3-19 用途地域図



S=1:50,000





凡例

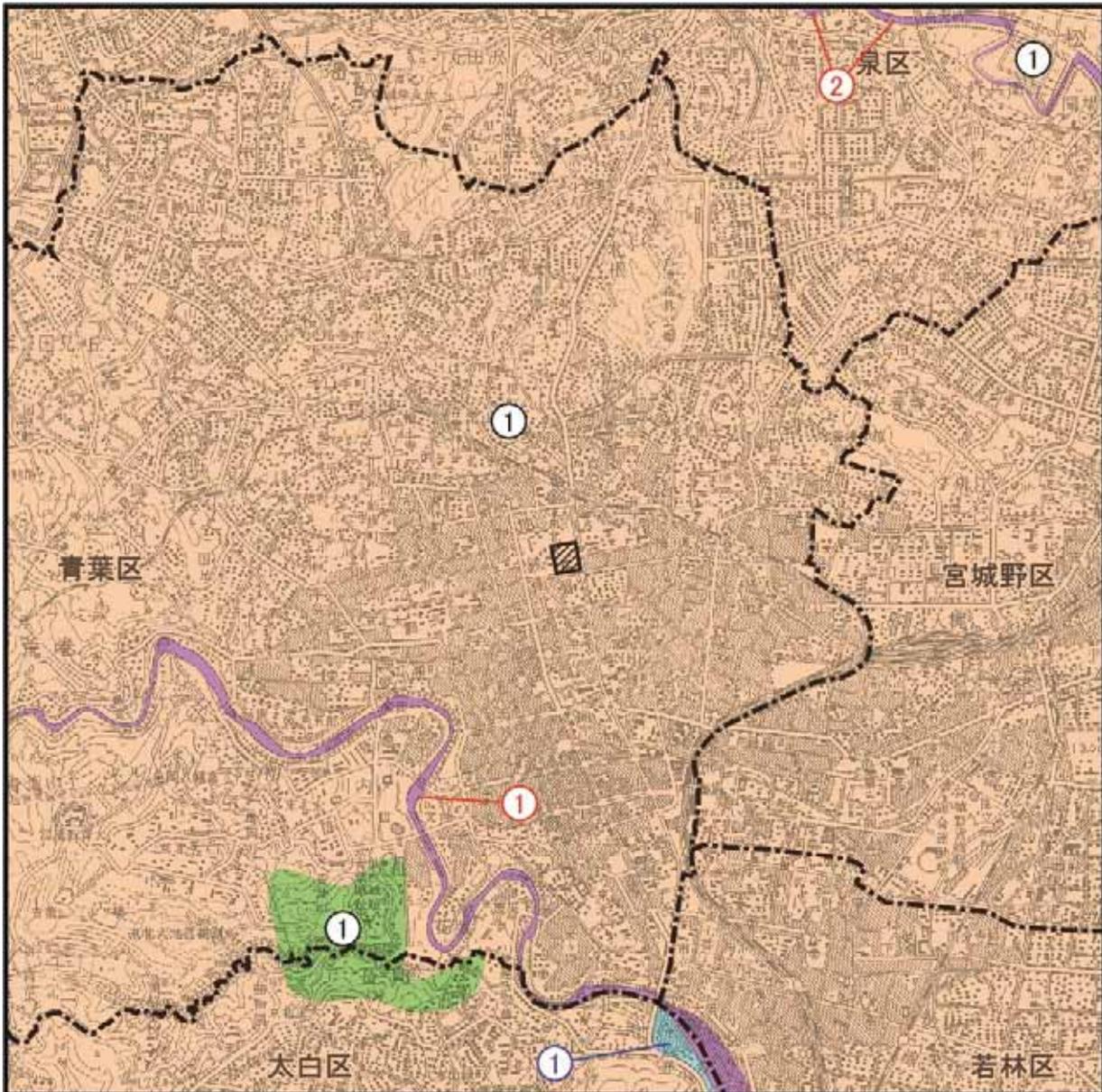
-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : AA類型
-  : A類型
-  : B類型
-  : C類型

出典:「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日, 仙台市告示126号)

図 3-20 騒音に係る環境基準の類型指定区分



S=1:50,000
0 500 1000 2000m



凡例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 鳥獣保護区(①)
-  : 特別保護地区(①)
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)(①)
-  : 指定猟法禁止区域(鉛製散弾)(①, ②)

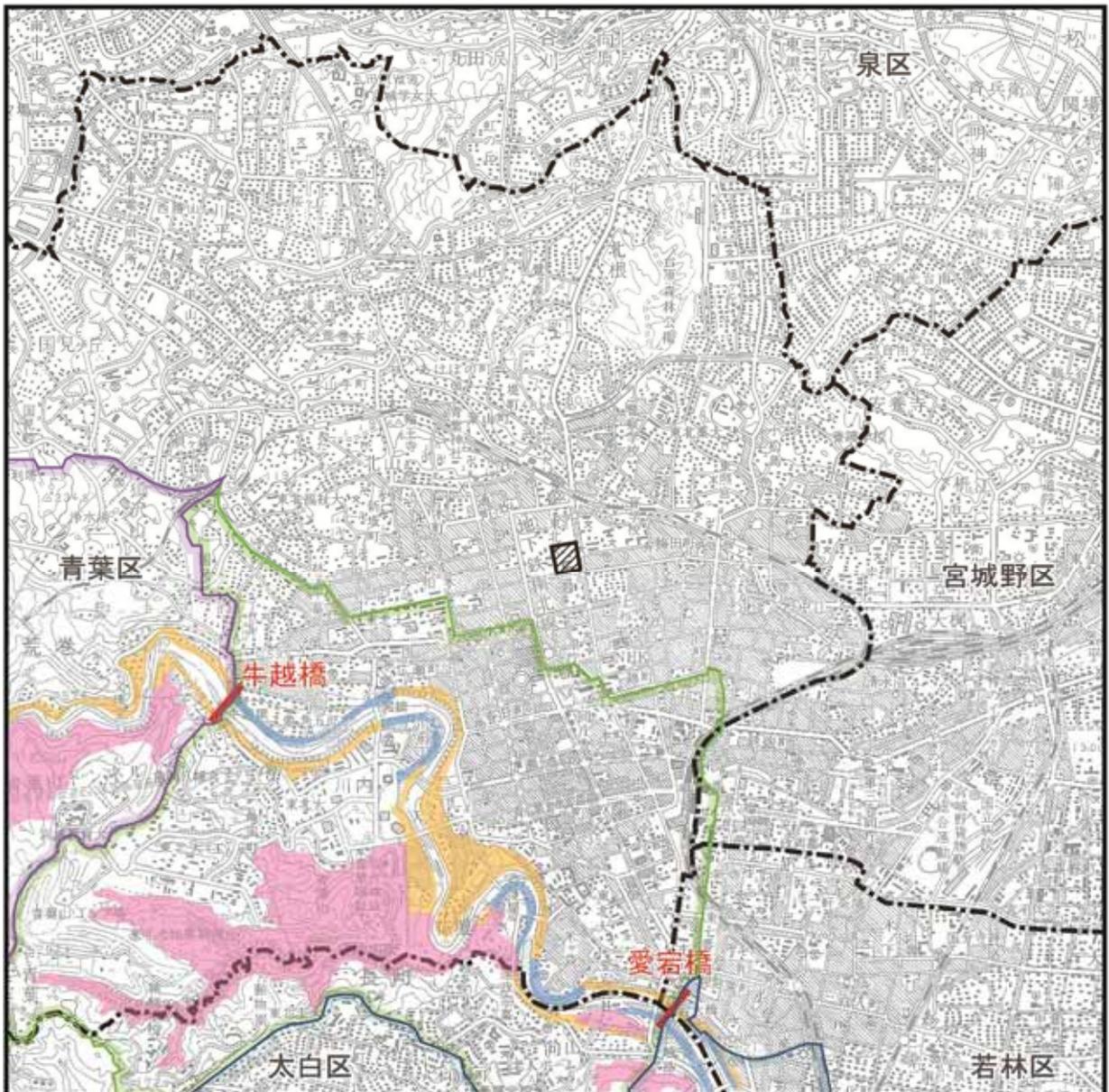
出典:「平成26年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成26年10月, 宮城県)

図 3-21 鳥獣保護区等位置図



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

: 計画地

: 区境界線

: 特別環境保全区域

: 第一種環境保全区域

: 第二種環境保全区域

水質保全区域

: 愛宕橋～名取川合流前

: 牛越橋～愛宕橋

: 郷六橋～牛越橋

出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(仙台市)

http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/index.asp

:「水質保全区域図」(仙台市)

http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/kijyun/r_quality.html

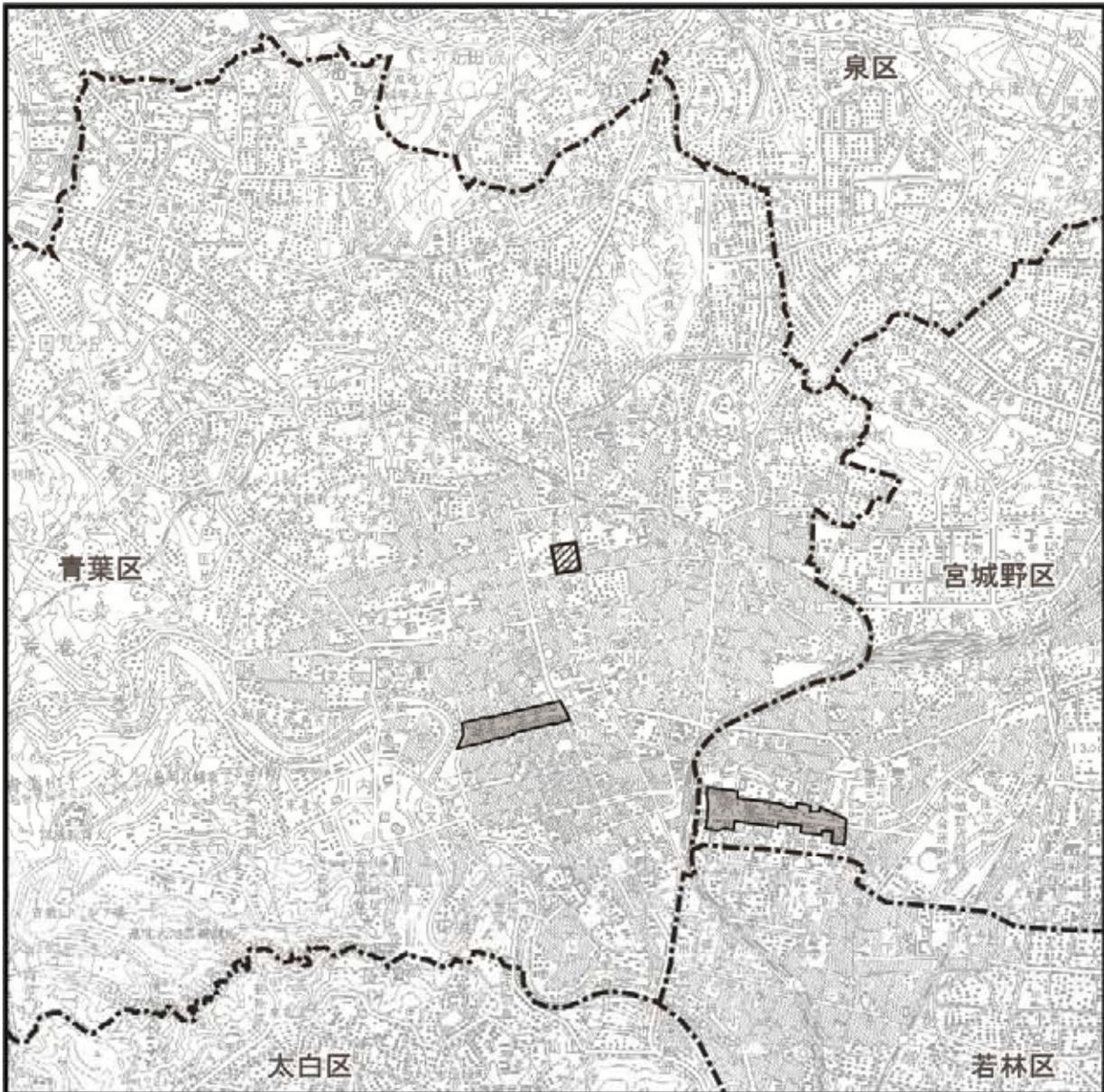
図 3-22 広瀬川の清流を守る条例に基づく
環境保全区域及び水質保全区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m





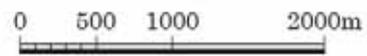
凡例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 景観地区・広告物モデル地区

図 3-23 景観地区・広告物モデル地区



S=1:50,000



エ. 行政計画・方針等

A: 仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。この“基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』をめざすという理念のもと、都市個性に対応した、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

“基本構想”を計画的に推進するための“基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、基本構想に掲げる都市像の実現をめざし、表3-37に示す重点政策を定めている。

表 3-37 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生・健康社会づくり ・ 子育て応援社会づくり ・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の飛躍と競争力の強化 ・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・ 新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」(平成23年3月, 仙台市)

また、基本構想の都市像の実現に向けて取り組むべき全施策分野を、都市像との関連に着目して「学びの都・共生の都の実現を目指す分野」と「潤いの都・活力の都の実現を目指す分野」に分類し体系化するとともに、施策体系ごとに「動向と課題」、「基本目標」、「基本的施策」を示した「分野別計画」を定めている。

なお、分野別の基本的施策は表 3-38に示すとおりである。

表 3-38 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす分野	潤いの都・活力の都の実現をめざす分野
<p>1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり</p> <p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	<p>1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり</p> <p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
<p>2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	<p>2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり</p> <p>機能集約型街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
<p>3. 共に生き自立できる社会づくり</p> <p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育て家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	<p>3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり</p> <p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月，仙台市）

あわせて、都市像の実現に向けて市民と共に歩むまちづくりの方向を示す「区の将来ビジョン」と「区の主な施策の基本方向」、将来的な課題や発展方向などが類似する「圏域ごとの主な施策の基本方向」を示した「区別計画」を定めている。

なお、計画地が位置する「青葉区」及び「都心周辺地域」の主な施策の基本方向は表 3-39に示すとおりである。

表 3-39 主な施策の基本方向(区別計画：青葉区・都心周辺地域)

青葉区の主な施策の基本方向	
「交流と活力にあふれ未来に歩み続けるまち」をめざして	
・都市機能等の充実・強化	・まちの賑わい・魅力の拡充
「みんなで支え合い共に元気に暮らせるまち」をめざして	
・誰もがいきいきと暮らせるまちの実現	・子どもたちが元気に育つ環境づくりの推進
「地域がひとつになって安全・安心を築いていくまち」をめざして	
・災害に強い、安全・安心のまちづくりの推進	
「杜の都の誇りを次代につなぎ高めていくまち」をめざして	
・自然環境・歴史文化・景観等の保全・継承	
<<まちづくりの推進力>>	
杜の都・仙台として、市民、地域やまちなどに広く受け継がれてきた風土や文化などを育み生かしながら、市民協働により、青葉区の特徴を踏まえたまちづくりを進めていく。	
・地域の特性に応じたまちづくりの推進	
・高齢者の知識や経験を生かしたまちづくりの推進	
・若者の力を生かしたまちづくりの推進	
都心周辺地域の主な施策の基本方向	
<ul style="list-style-type: none"> ・都心も含め、自然、歴史的・文化的資源や観光スポットなどを結びまちの魅力を高めるとともに、地域商店街においては、人材育成や地域との連携を支援し、地域の活性化を図る。 ・地域の生活基盤については、地域の実情に応じた適正な機能の維持・改善に努めるなど、安全で快適な住環境の維持・保全を図る。 ・地域における交流機能の拡充、さまざまな市民団体の支援・育成を行うなど、地域の実情に応じ、互いに支え合う、より緊密な地域コミュニティづくりの推進を図る。 ・青葉山地区においては、貴重な自然や仙台城跡などの歴史的資源を保全・活用し、杜の都のシンボルとなる青葉山公園の整備を進めるとともに、国際センター周辺のミュージアム機能・コンベンション機能の強化を図るなど、大学等の知的資源を生かし、地下鉄東西線の開業による利便性の向上などと合わせて、国際的な学術文化交流機能を充実していく。 	

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月，仙台市）

B： 仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた、21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせ、平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は、表 3-40 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって、市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

図 3-24 に示すとおり、計画地は「市街地ゾーン」の「鉄道沿線区域」に位置しており、地下鉄南北線沿線の「都市軸」に該当する。表 3-41 に示す都市空間形成の基本方針では、計画地が位置する「市街地ゾーン」について、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを生かし、環境負荷にも配慮しながら、活力があり魅力的な市街地空間を形成する」としており、そのうちの「鉄道沿線区域」については、「交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る」としている。また、「都市軸」については、「東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る」としている。

表 3-42 に示すとおり、土地利用に関する基本的な方向に基づき取り組む施策展開の方針において、「都市構造の基軸となる都市軸の形成」や「良好な市街地の形成」を掲げ、南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新、鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実、大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用などを図ることとされている。

表 3-40 都市づくりの目標像

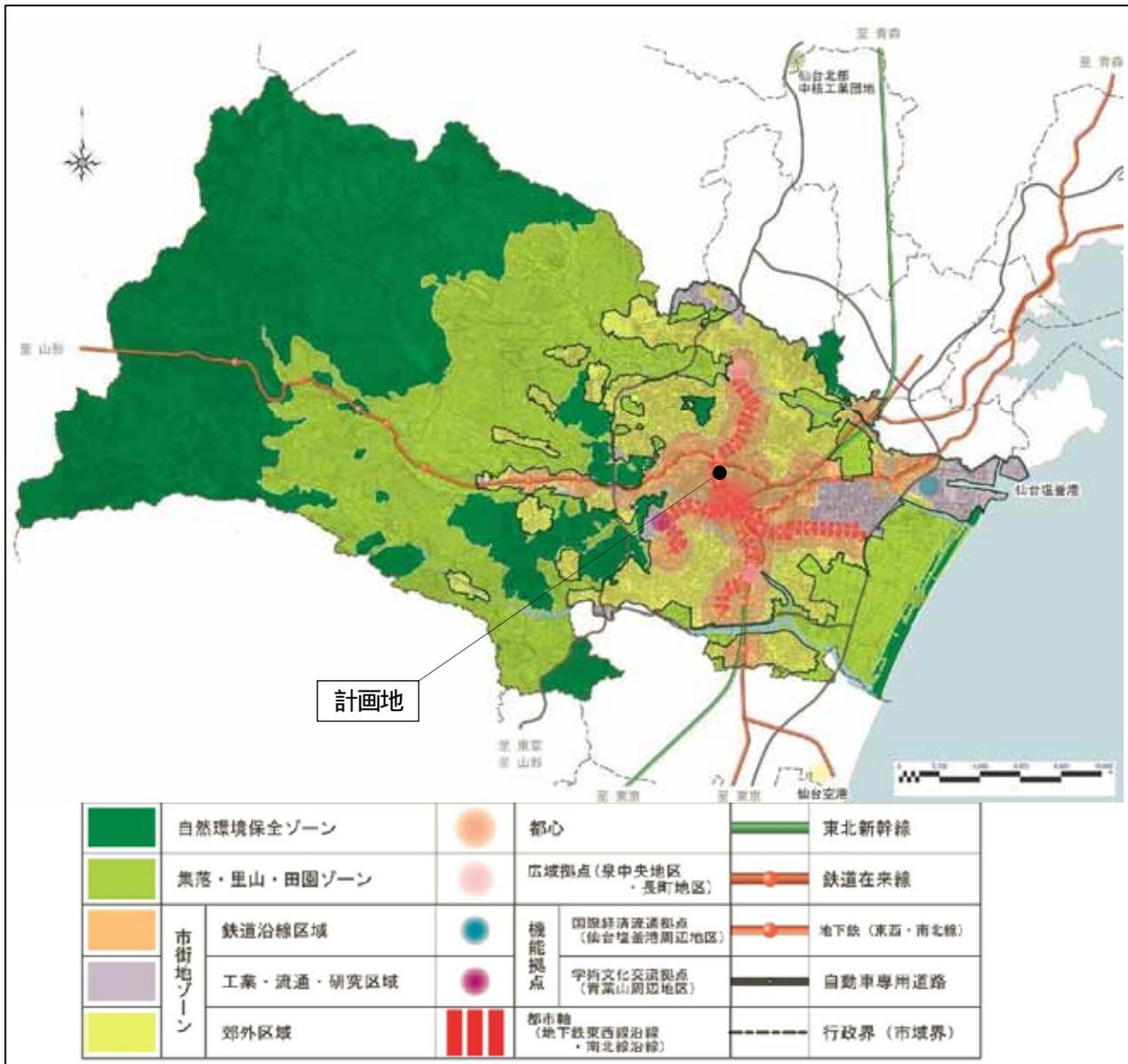
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを楽しむ魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。 ○ 世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。 ○ 「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。 ○ 「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。 ○ 多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成 24 年 3 月、仙台市)

表 3-41 都市空間形成の基本方針

都市空間形成の基本的な考え方	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊富な水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造する。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指す。</p> <p>⇒以上を実現するため今後、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地形成と地域再生」の都市づくりを進める。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産などを生かし、環境負荷にも配慮しながら活力があり魅力的な市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。 また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
工業・流通・研究区域	それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。 また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の基本方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また、被災者の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月、仙台市)



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」(平成24年3月，仙台市)

図 3-24 土地利用方針図

表 3-42 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化	4) 緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 5) 利便性を生かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積	
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進	
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築	
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保	3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生	
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の機能強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編	4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入	3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進	3) 公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防衛による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保	
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進	3) 自然の働きを生かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	
方針	12. 緑豊かで潤いある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進	3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成	3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細かな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化	3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進	3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月、仙台市）

C： 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

「仙台市環境基本条例」(平成8年3月, 仙台市条例第3号)に基づき, 仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めた「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」は, 平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としており, おおむね21世紀中葉を展望した目指すべき環境都市像と4つの分野別の環境都市像を掲げ(表3-43参照), それらを実現するための具体的な目標と施策を示している(表3-44参照)。

表 3-43 環境都市像

環境都市像	「杜」と生き, 「人」が活きる都・仙台 一杜の恵みを未来につなぎ, 「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへー	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に, また循環的に活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ, その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち, 快適さや地域の個性, 魅力を体感できる都市

出典: 「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月, 仙台市)

表 3-44 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	
目標	■平成32年度における市域の温室効果ガスの総排出量を平成17年度比で25%以上削減する。
施策	①エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ②エネルギー効率の高い交通システムをつくる ③低炭素型のエネルギーシステムをつくり, 広げる ④低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	
目標	■平成32年度におけるごみの総量を平成21年度比で10%以上削減し330,000t以下とする。 ■平成32年度におけるリサイクル率を40%以上とする。 ■平成32年度における燃やすごみの総量を平成21年度比で16%以上削減し267,000t以下とする。
施策	①資源を大事に使う ②資源のリサイクルを進める ③廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	
目標	■平成32年度におけるみどりの総量(指標: 緑被率)について, 現在の水準を維持・向上させる。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させる。 ■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させる。
施策	①豊かな自然環境を守り, 継承する ②自然の恵みを享受し, 調和のとれた働きかけをする ③生態系をつなぎ, 親しみのある市街地の緑化を進める ④豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	
目標	■大気や水, 土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について, 非達成の場合にはできる限り速やかに達成し, 達成している場合にはより良好な状態に保持する。 ■平成32年度における市民の「環境に関する満足度」について, 「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
施策	①健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ②景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	
目標	■平成32年度における, 日常生活における環境配慮行動について, 「常に行っている」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。
施策	①地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ②環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ③環境づくりを支える市民力を高める ④環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典: 「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月, 仙台市)

また、同プランでは、土地の特性に応じた「地域区分別」や環境への影響が生じるおそれがある事業について配慮すべき「開発事業等における段階別」の視点から、それぞれの環境配慮のための指針を示している。

「地域区分別」に関しては、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」及び「海浜地域」の5つの地域に大別し、それぞれの地域における環境配慮の指針を示しており、計画地が位置する市街地地域については、表 3-45に示すとおりである。

「開発事業等における段階別」の配慮に関しては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、企画段階・計画段階・実施段階以降の各段階において配慮すべき指針が定められている(表 3-46参照)。

表 3-45 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的考え方	都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月，仙台市)

表 3-46 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	<p>基本的考え方</p> <p>事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地を回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調査や適生かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	<p>基本的考え方</p> <p>施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げような手段等を検討することが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特長に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創出に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。
実施段階以降	<p>基本的考え方</p> <p>施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギー削減行動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月, 仙台市)

D：仙台みどりの基本計画

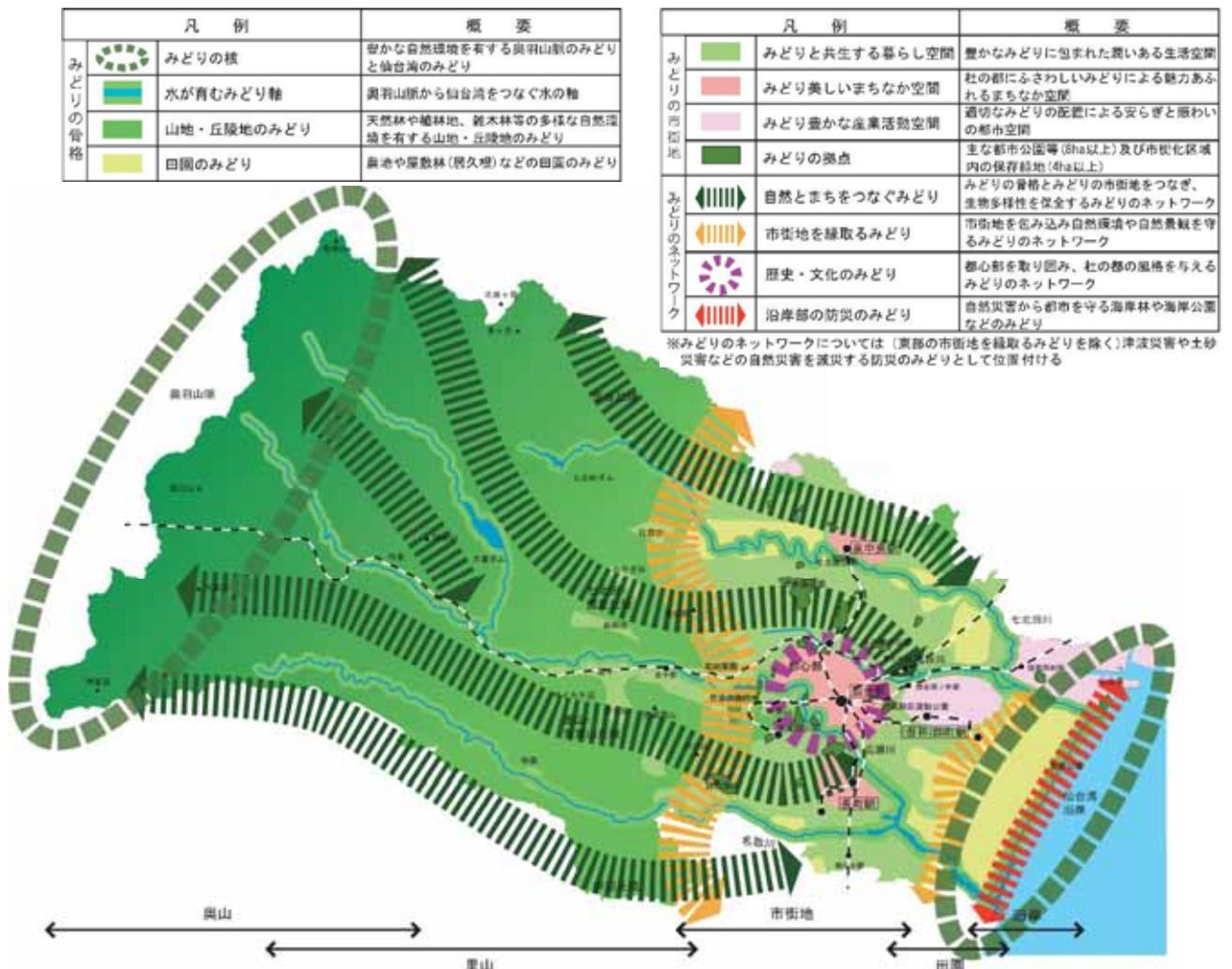
緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって、方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から10年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成24年7月に新しい「仙台みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育てることで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』としている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図3-25に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。

計画期間は、平成24年度から平成32年度までとし、必要に応じて中間見直しを行うこととしている。



出典：「仙台みどりの基本計画」(平成24年7月 仙台市)

図3-25 「百年の杜」の将来像

計画の基本理念である「百年の杜」を実現するため、表 3-47に示すとおり、みどりの質(機能)に着目した 5 つの基本方針と、それらに対応する 7 つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。基本方針の一つである「生活環境の向上」では、「街のみどり充実プロジェクト」が掲げられ、公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出することとしている。

表 3-47 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します。	①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立	1 みどりによる津波防災プロジェクト 東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます。	①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 ②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 ③都市のみどりを循環させる i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用	2 みどりの骨格充実プロジェクト 適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます。	①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 ②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進	3 街のみどり充実プロジェクト 公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。 4 魅力ある公園づくりプロジェクト 市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくりまします。	①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり ②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林(居久根)、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用	5 みどりの地域資源活用プロジェクト 歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林(居久根)・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。 6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト 中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。	①みどりを守り、育む活動を支援する i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 ②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。

出典：「仙台のみどりの基本計画」(平成 24 年 7 月、仙台市)

本基本計画においては、区別に「みどりのまちづくりの方向性」を掲げるとともに、主な事業や取組を示している。

計画地が位置する青葉区においては、表 3-48に示すとおり、主な事業・取組として、青葉山公園の整備、西公園や勾当台公園等の再整備のほか、計画地を含む東北大学雨宮キャンパス跡地の有効利用の検討を図ることとしている。

表 3-48 みどりのまちづくりの方向性と主な事業・取組(青葉区)

区	みどりのまちづくりの方向性	主な事業・取組
青葉区	<ul style="list-style-type: none"> ○西部の森林から青葉山の丘陵に至る樹林地、広瀬川や大倉ダム湖などの自然環境を保全します。また、(仮称)斎勝沼緑地などの整備にあたっては、豊かな自然環境を生かした整備を行います。 ○市街地や市街地周辺に分布する樹林地については、特別緑地保全地区などの指定を検討します。 ○市街地中心部の街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行います。 ○街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進めます。特に都心部では、定期的に樹木の健全度調査を実施し、街路樹の保全に努めます。 ○都心部においては、公共施設や民有地の緑化を進める市街地のみどりの回廊づくり事業を進め、杜の都にふさわしいみどりあふれる都市景観を形成します。 ○広瀬川を囲む青葉山公園、西公園、経ヶ峯公園などにより一体的なエリアを形成し、都市の魅力を向上します。 ○保存緑地に指定されている北山、大崎八幡宮、東照宮などの社寺林や、保存樹木に指定されている名木・古木などの歴史的景観と調和したみどりを保全します。 ○被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園整備事業 青葉山公園整備、西公園再整備、経ヶ峯公園再整備、台原森林公園再整備、評定河原公園再整備、勾当台公園再整備、肴町公園再整備、(仮称)斎勝沼緑地整備、東北大学雨宮キャンパス跡地の有効利用の検討、区画整理地区内公園整備 ○緑化事業・取組 仙台都心部緑化重点地区内の緑化推進、青葉通再整備事業、道路緑化事業、花の修景事業 ○緑地保全事業・取組 特別緑地保全地区の指定、保存樹木・樹林の保全と活用 ○その他 広瀬川沿いの散策路整備、都市公園災害復旧事業

出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月、仙台市)

また、特に重点的に緑化を進めるべき地区については、都市緑地法第 4 条の 2 に規定される「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)」に指定し、みどりの保全と創出に関する事業を重点的かつ複数組み合わせながら実施するものとしている。この緑化重点地区には、平成 18 年 3 月に「仙台都心部」、「あすと長町」が平成 20 年 3 月に指定されており、「泉中央地区」ならびに「卸町地区」においても候補地区として指定の検討を進めていくこととしている。

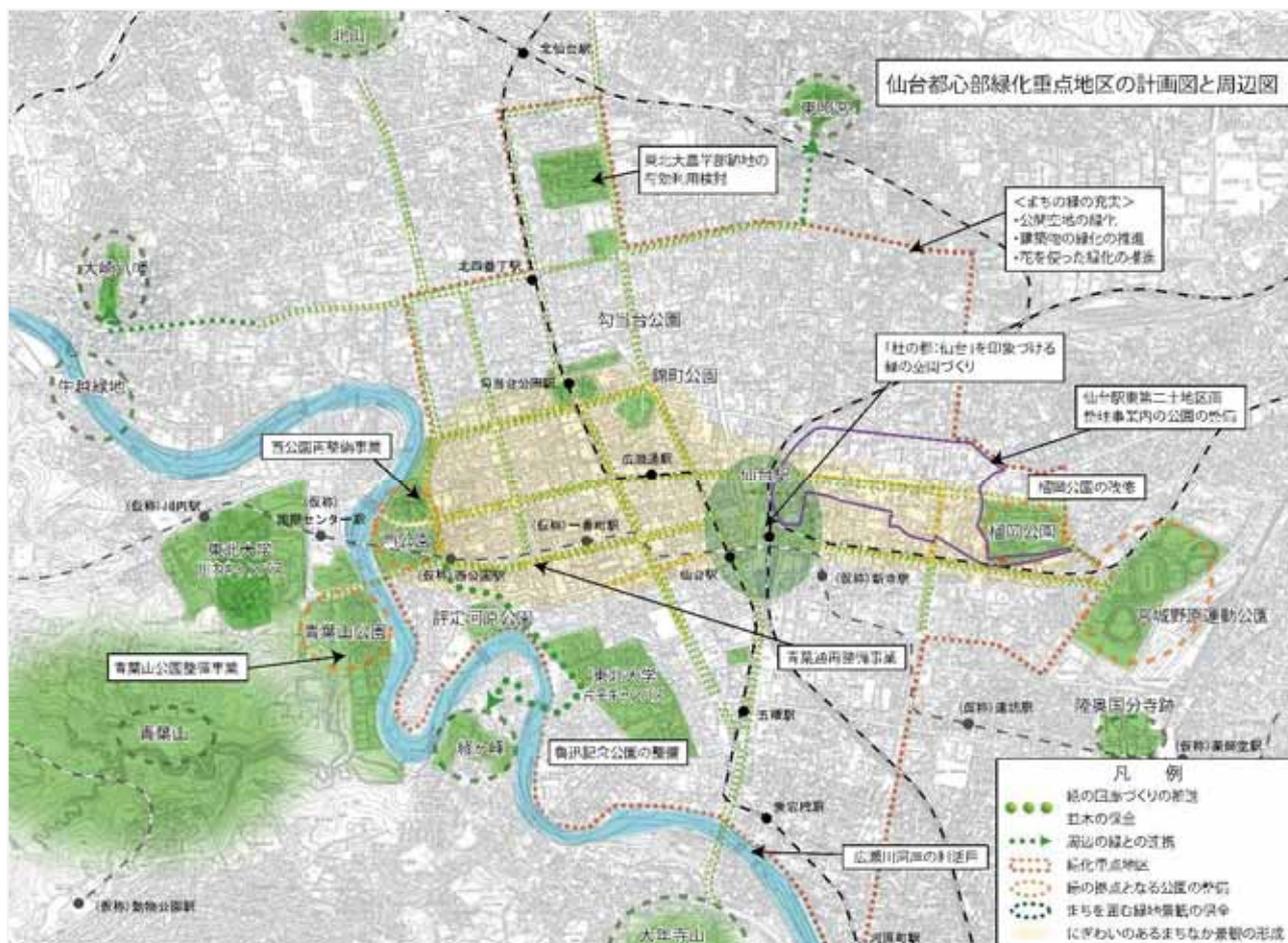
計画地が位置する「仙台都心部」緑化重点地区における緑化計画の方針は表 3-49、計画図は図 3-26に示すとおりである。

この地区は、「仙台市みどりの基本計画」の重点プロジェクトである「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクトに位置づけられる「市街地のみどりの回廊づくり事業」の対象区域でもあり、杜の都・仙台の玄関口となるエリアであるため、みどりにより風格ある都市景観を形成するため、様々な緑化施策が展開されている。

表 3-49 仙台都心部緑化重点地区における緑化計画の方針

地区名	緑化計画の方針
仙台都心部	<p>○みどりの創出とネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地のみどりの回廊の主要な10路線については、沿道の民有地と一体的な緑化を推進し、緑のネットワークを形成します。主要な10路線の平均緑視率の目標を30%以上とします。 ・みどりのネットワークの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの場やイベント空間を創出します。また、公共施設の緑化を充実します。 ・公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。 ・民間建築物などの建替えや再開発などの際に、安らぎや潤い、景観などの都市の快適性の向上に効果的な緑化を促進します。 ・地域性や歴史性などに配慮した、個性と魅力ある公園や街路樹などの整備を行います。 <p>○みどりの保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」の印象を高める公園や街路樹などのみどりの質の向上を図ります。また、オープンカフェや公共的な様々なイベントなどの都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。 ・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。 ・公園や街路樹のみどり、広瀬川の自然などについて、学校教育や社会教育の素材としての活用を図ります。

出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月, 仙台市)



出典：「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月, 仙台市)

図 3-26 仙台都心部緑化重点地区の計画図

E： 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]

仙台市地球温暖化対策推進計画は、平成7年に策定し、平成14年に改定した計画が平成22年度末をもって計画期間満了を迎えた。そのため、計画の改定作業を進めていたが、平成23年3月11日の東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化し、電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶、原子力発電所の事故に端を発した電力供給のあり方の問い直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成27年11月に中間案が示されている。その中間案の概要は、表3-50に示すとおりである。

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表 3-50 仙台市地球温暖化対策推進計画【中間案】の概要

温室効果ガスの削減目標	●2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である 2010(平成 22)年度比で 0.8%以上削減	
施策体系	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承	
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進	
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底	
	4. 循環型社会の形成に向けた取組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3R の推進 (2) 廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制とエネルギーの有効活用	
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減	
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援	
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×E で低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだい E-Action	
行動の指針	市民	1. まずは知る ・排出量やエネルギー消費量を知る ・削減に向けた取り組み方法や効果の情報を知る 2. 可能なところから始めてみる ・冷暖房の効率的な利用(効率を上げる工夫を含む) ・冷蔵庫や照明等電化製品の節電や節水 ・電車・バスの積極的な利用, エコドライブ ・地場産品など低炭素な商品や消費行動の選択 3. 機会を捉えて効果アップ ・家族構成など生活環境に合った省エネ製品購入 ・断熱性, 再生可能エネルギー導入など, 住環境やランニングコストも勘案した住宅新築や改築 ・低公害車や低燃費車の購入 ほか
	事業者	1. まずは知る ・主要な設備の状況やエネルギー消費量の把握 ・効率的設備運用手段の情報入手 ・取り組み方法やその効果を共有 2. 可能なところから始めてみる ・設備ごとの運用を見直す ・省エネ推進体制の整備(組織的な改善) 3. 機会を捉えて効果アップ ・計画的な機器更新 ・新築・改築時の省エネ機器導入 ・重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新(燃料転換) ほか
計画の推進	・市民・事業者・行政の協働による推進 ・関連行政機関や教育研究機関・諸団体等との連携による推進 ・庁内の横断的連携による推進 ・進行状況の把握・評価及び公表 ・PDCA による推進	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画【中間案】(平成 27 年 11 月)

F： ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は、仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ (Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間)の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や技術的指針をガイドラインとしてまとめたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3-51に示すとおりである。

表 3-51 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響(二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等)にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成10年5月、仙台市)

G：仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）

景観に関する総合的な法律として平成 16 年に制定された景観法に基づき、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成 21 年 3 月に仙台市「杜の都」景観計画を策定している。

景観計画区域

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、表 3-52に示す 8 つのゾーン毎の特性に応じて、表 3-53に示す景観形成の方針に基づいた取組みを進めている。

計画地は、市街地景観の「沿線市街地ゾーン」に位置している。

表 3-52 景観計画区域の景観特性とゾーン設定

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 21 年 3 月，仙台市）

表 3-53 景観計画区域におけるゾーン毎の景観形成の方針

ゾーン名称	景観形成の方針	
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る 山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景と調和した景観の形成を図る 里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る 広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性で配慮した景観の形成を図る 太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る 田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る 遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る 中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る 社寺や旧街道筋など歴史的な資源で配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る 地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ゆとりある空間で緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る 仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る 四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る 落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 21 年 3 月，仙台市）

また、景観計画区域内では、良好な景観形成のため、行為の制限を定めている。
 計画地に該当する「市街地景観のゾーン」における建築物及び工作物に対する行為の制限内容は、表 3-54に示すとおりである。

表 3-54 景観計画区域における行為の制限内容(市街地景観のゾーン)

対象項目		制限内容						
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。 ・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 ・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。 ・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。 ・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。 ・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。 ・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けげげげしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Yの場合	6以下	その他の場合	2以下
	色相	彩度						
5R～5Yの場合	6以下							
その他の場合	2以下							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。 ・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。 							
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けげげげしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 						

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月、仙台市)

景観重点区域

仙台市の発祥となった旧城下町は、広瀬川を要害に仙台城を構えた青葉山と、そこから連なる北山・大年地山丘陵に囲まれた歴史的な区域であり、「杜の都」を象徴する区域であることから、「景観重点区域」として指定し、景観形成のきめ細かな一層の推進を図ることとしている。さらに、この景観重点区域を表 3-55及び図 3-27に示すように、景観特性に応じた4つのゾーンに分け、それぞれ景観形成の方針を定めている(表 3-56参照)。

計画地は、景観重点区域の「北山・宮町界限ゾーン」に位置している。

表 3-55 景観重点区域の景観特性とゾーン設定

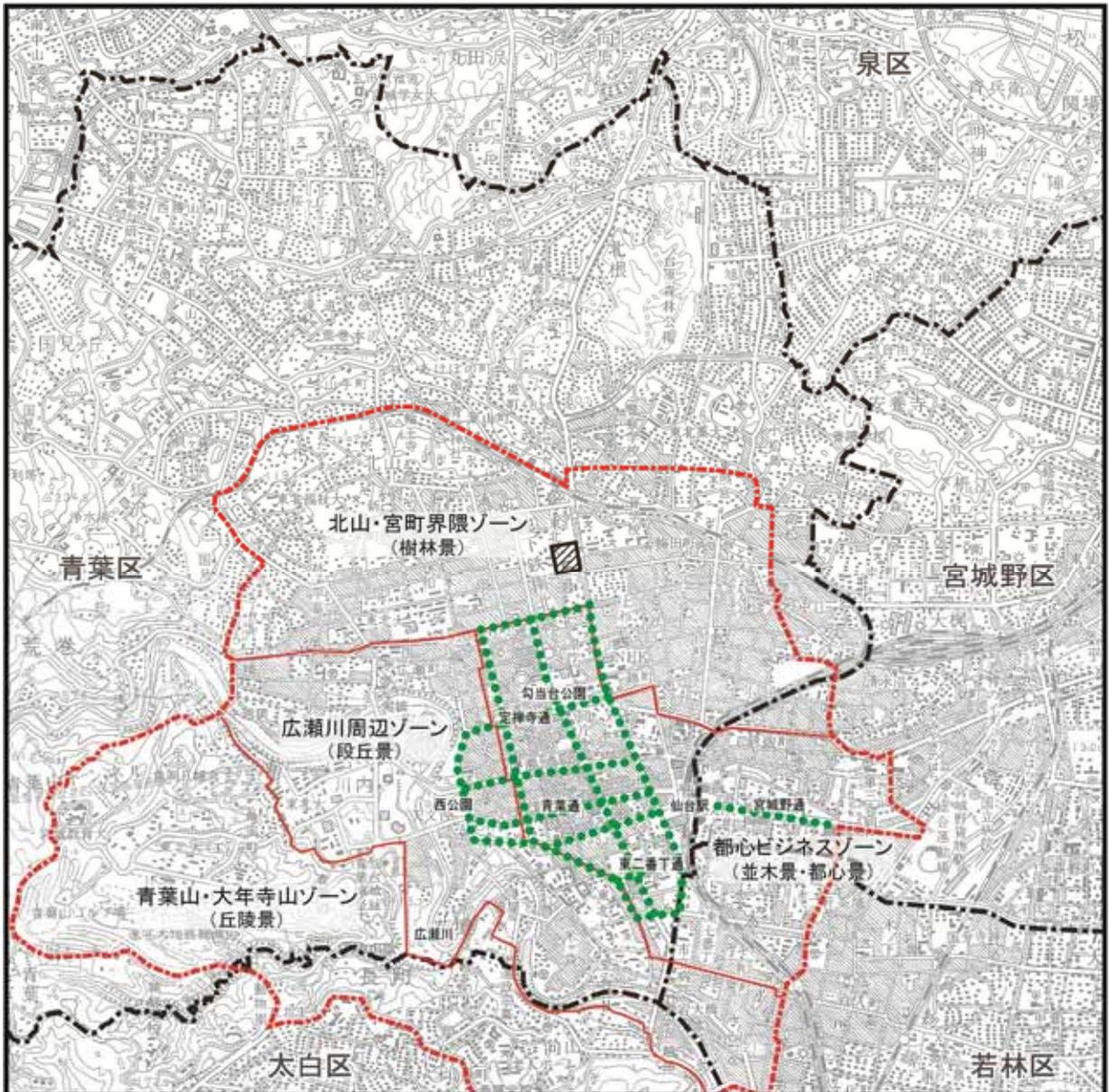
景観特性	地域ゾーン	概要
段丘景	広瀬川周辺ゾーン	蛇行し流れる広瀬川沿いの河岸段丘の地域で、河川・自然崖等の自然緑地と段丘上の市街地からなるゾーン
丘陵景	青葉山・大年寺山ゾーン	青葉山から大年寺山に連なる丘陵地域で、市街地から広瀬川越しに見通せる自然樹林と丘陵市街地からなるゾーン
樹林景	北山・宮町界限ゾーン	北山等の社寺林・屋敷木・風致林の緑に囲まれた地域で、社寺や街道・屋敷町等の歴史的な市街地からなるゾーン
並木景・都心景	都心ビジネスゾーン	仙台駅を中心とする都心地域で、仙台及び東北地域の中心となる商業・業務市街地からなるゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月, 仙台市)

表 3-56 景観重点区域におけるゾーン毎の景観形成の方針

ゾーン名称	景観形成の方針
広瀬川周辺ゾーン	<p>広瀬川の自然環境を保全し、仙台城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡や広瀬川河畔等からの奥行き感ある眺望景観の保全と調和を図る ・河岸段丘・自然崖等の地形にこなじませ、河川流域の自然環境の保全と調和を図る ・歴史的な趣きのある街並みとの調和を図る
青葉山・大年寺山ゾーン	<p>市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地から見通せる緑の眺望景観の保全と調和を図る ・丘陵地の地形を活かした市街地景観の形成を図る ・丘陵地の自然環境との調和を図る
北山・宮町界限ゾーン	<p>丘陵地の社寺林への見通しを確保し、地区内の屋敷木等と調和する歴史的雰囲気を出し出す街並みの景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社寺林等を望む眺望景観の保全と、歴史的な通りからの見通しとの調和を図る ・歴史的な樹林等の街並みとの調和を図る ・風趣ある住宅地としての街並みとの調和を図る
都心ビジネスゾーン	<p>中心市街地のビジネス環境にふさわしい躍動感のある景観形成と、「杜の都」の国際的な顔となる魅力的な風格ある景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点となる風格と賑わいのある街並み景観の創出を図る ・商業業務の核となる活気と潤いのある街並み景観の創出を図る ・ケヤキ並木や公園の緑等と調和する美しい街並み景観の創出を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月, 仙台市)



凡例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : ゾーン境界
-  : 並木景

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月, 仙台市)

図 3-27 景観重点区域におけるゾーン区分



S=1:50,000
0 500 1000 2000m

また、景観重点区域では、景観計画区域における行為の制限(表 3-54参照)に加えて、ゾーン毎に制限を定めている。

計画地に該当する「北山・宮町界限ゾーン」における行為の制限内容は、表 3-57に示すとおりである。

表 3-57 景観重点区域における行為の制限内容(北山・宮町界限ゾーン)

対象項目	制限内容																	
形態・意匠	<p>【ゾーン全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風趣ある住宅地として、街並みと調和した形態・意匠とする。 <p>【大崎八幡宮・青葉神社・東照宮等の周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の瓦屋根や壁材等の材質に配慮し、それらに調和する材質感のある形態・意匠とする。 <p>【通町・宮町等の旧街道沿い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社寺林の眺望を確保するため、沿道建物の上層部の壁面後退を工夫するなど、連続性に配慮した形態・意匠とする。 <p>【歴史的な雰囲気を感じられる八幡、上杉などの地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷木の緑や屋敷町としてのたたずまいに配慮し、建築物の分棟配置や壁面の分節化など圧迫感の少ない形態・意匠とし、門扉等もデザインを工夫する。 <p>【北仙台駅前や勾当台通沿道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業用途としての賑わいづくりに配慮し、道路に面して受水槽等の建築設備を設けないなど形態意匠を工夫する。 																	
建築物 高さ	<p>・ゾーン内の各地区毎の高さの基準は、下記のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1 (八幡, 北山から東照宮, 小田原にかけての住居系用途地域を中心とした区域)</td> <td>30m 以下</td> </tr> <tr> <td>C-2 (広瀬川周辺ゾーンの A-4 地区に面する商業地域及び住居系用途地域の一部)</td> <td>50m 以下</td> </tr> <tr> <td>C-3 (仙台泉線沿いの商業地域及び都心ビジネスゾーンの D-3, D-4 に面する商業地域及び近隣商業地域の一部)</td> <td>60m 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、以下の地区で下記の条件を満たす場合は、高さの基準を緩和する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>条件</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-1</td> <td>敷地面積：1,000 m²以上 空地面積：敷地面積に対して 55%以上(商業系用途地域においては 35%以上)の空地を確保する。</td> <td>40m 以下</td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>緑化面積：敷地面積に対して 15%以上の緑化を行う。</td> <td>80m 以下</td> </tr> </tbody> </table>	地区	高さ	C-1 (八幡, 北山から東照宮, 小田原にかけての住居系用途地域を中心とした区域)	30m 以下	C-2 (広瀬川周辺ゾーンの A-4 地区に面する商業地域及び住居系用途地域の一部)	50m 以下	C-3 (仙台泉線沿いの商業地域及び都心ビジネスゾーンの D-3, D-4 に面する商業地域及び近隣商業地域の一部)	60m 以下	地区	条件	高さ	C-1	敷地面積：1,000 m ² 以上 空地面積：敷地面積に対して 55%以上(商業系用途地域においては 35%以上)の空地を確保する。	40m 以下	C-3	緑化面積：敷地面積に対して 15%以上の緑化を行う。	80m 以下
地区	高さ																	
C-1 (八幡, 北山から東照宮, 小田原にかけての住居系用途地域を中心とした区域)	30m 以下																	
C-2 (広瀬川周辺ゾーンの A-4 地区に面する商業地域及び住居系用途地域の一部)	50m 以下																	
C-3 (仙台泉線沿いの商業地域及び都心ビジネスゾーンの D-3, D-4 に面する商業地域及び近隣商業地域の一部)	60m 以下																	
地区	条件	高さ																
C-1	敷地面積：1,000 m ² 以上 空地面積：敷地面積に対して 55%以上(商業系用途地域においては 35%以上)の空地を確保する。	40m 以下																
C-3	緑化面積：敷地面積に対して 15%以上の緑化を行う。	80m 以下																
色彩	<p>・街並みとして残る木造、瓦、漆喰などの伝統的な建築材料に配慮し、外壁の基調色は暖色系を主体に、低い彩度による落ち着いた色調を持たせ、社寺林や屋敷木の緑と調和した色彩とする。</p> <p>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて、以下のものを基調とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y の場合</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y の場合	4 以下	その他の場合	2 以下											
色相	彩度																	
5R～5Y の場合	4 以下																	
その他の場合	2 以下																	
緑化	<p>・社寺林や屋敷木などの高木の緑に調和して、住環境を魅力づける敷地内の植樹や生垣などによる連続した緑化を図る。</p>																	

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年 3 月, 仙台市)

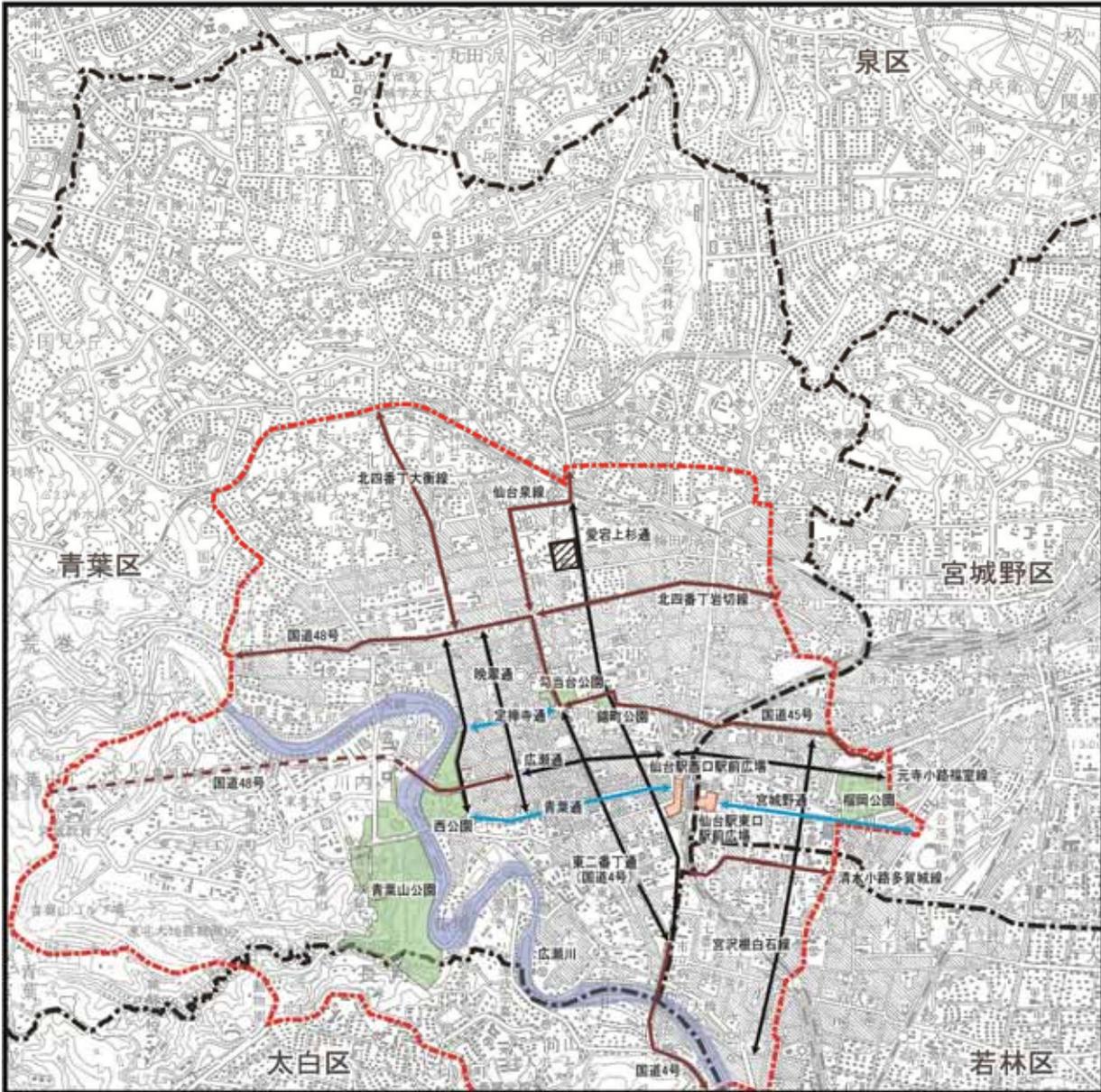
景観重要公共施設

良好な景観形成を進めるにあたっては、公共施設の先導的な役割が必要であることから、表 3-58、図 3-28に示すように、景観重点区域における河川、公園、道路及び駅前広場等を中心とする施設を「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に取り組むこととしている。

表 3-58 景観重要公共施設

名称	現況	整備に関する事項
広瀬川	仙台の母なる川として、青葉山と都心市街地との間を縫うように流れ、市街地で自然を感じることでできる貴重な空間として、市民が親しむ河川環境となっている。	都市と自然との結び付きを感じる空間として、市民がふれあい楽しめる親水空間等の整備を図る。
青葉山公園・西公園	広瀬川に隣接する公園として、緑豊かな広がりある空間を市民に提供し、仙台城の歴史保全と国際交流・市民交流等の場として活用されている。	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める。
勾当台公園・錦町公園・榴岡公園	オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている。	緑の回廊に接する緑の拠点として、安全安心な憩いの場・交流の場を創出する特徴的な公園景観を形成する。
青葉通・定禅寺通・宮城野通	杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた先進的な取り組みを行っている。	緑の回廊を構成する仙台のシンボルロードとして、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。
東二番丁町通・広瀬通・晩翠通・愛宕上杉通・西公園通・元寺小路福室線・宮沢根白石線	都心のビジネス街を貫く通りとして、沿道の建築物の開発とともに新たな景観形成が進みつつある。	緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを活かした街並みの景観形成を図る。
国道4号・45号・48号・286号・北四番丁大衡線・仙台東線・北四番丁岩切線・清水小路多賀城線	周辺部から景観重点区域へ出入りする主要な幹線道路として、広く活用されている。	都心部へのアクセスルートとして、杜の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。
仙台駅西口・東口駅前広場	市内外の人々が集まる仙台の玄関口であり、広域的な交通の結節点として、仙台駅舎やその周辺建築物等とともに景観形成が行われている。	仙台の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと潤いのある広場景観を形成する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月、仙台市)

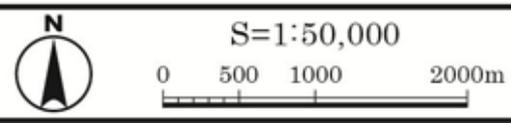


凡例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : 河川(景観重点区域内)
-  : 公園(景観重点区域内)
-  : 道路(景観重点区域内)
-  : 広場(景観重点区域内)

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年3月 仙台市)

図 3-28 景観重要公共施設



H： 広告物景観地域

屋外広告物条例において、景観計画に定める「景観重点区域」と同じ区域を図 3-29に示すように「広告物景観地域」に指定している。

広告物景観地域については、具体的な設置基準を示した「広告物設置基準」(表 3-59)及び広告物のデザインについてより望ましい基準として「広告物誘導基準」(表 3-60)が定められている。

表 3-59 広告物設置基準(北山・宮町界限ゾーン)

項目		基準	
北山・宮町界限ゾーン	共通事項	形態・意匠	・社寺の指定する建造物(別表第1)から100m以内の屋上広告物、壁面広告物、地上広告物には、光に動きのある又は光が点滅する照明装置は使用しない。
	屋上広告物	種類	・地上から30m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
		面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とする。 ・地上から30m以上の高さに設置する広告物は1面40㎡以内とする。
		高さ	・高さ5m以内とする。(商業地域を除く)
	壁面広告物	種類	・地上から30m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
		面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とする。 ・地上から30m以上の高さに設置する広告物は1面40㎡以内とする。
		形態・意匠	・歴史的通り(別表第2)に面する3階以上の壁面に設置する突出し広告物(袖看板)は、道路上に突き出さないこと。

【別表第1：社寺の指定する建造物】

名称	指定する建造物	所在地
大崎八幡宮	国宝・重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物	青葉区八幡4丁目6-1
東照宮	重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物	青葉区東照宮1丁目6-1
青葉神社	石鳥居	青葉区青葉町6番街区
輪王寺	山門	青葉区北山1丁目6番街区
資福寺	山門	青葉区北山1丁目13-1
覚範寺	山門	青葉区北山1丁目12-7
東昌禅寺	山門	青葉区青葉町8-1
光明寺	山門	青葉区青葉町5番街区
満勝禅寺	山門	青葉区柏木3丁目5-13

【別表第2：歴史的通り】

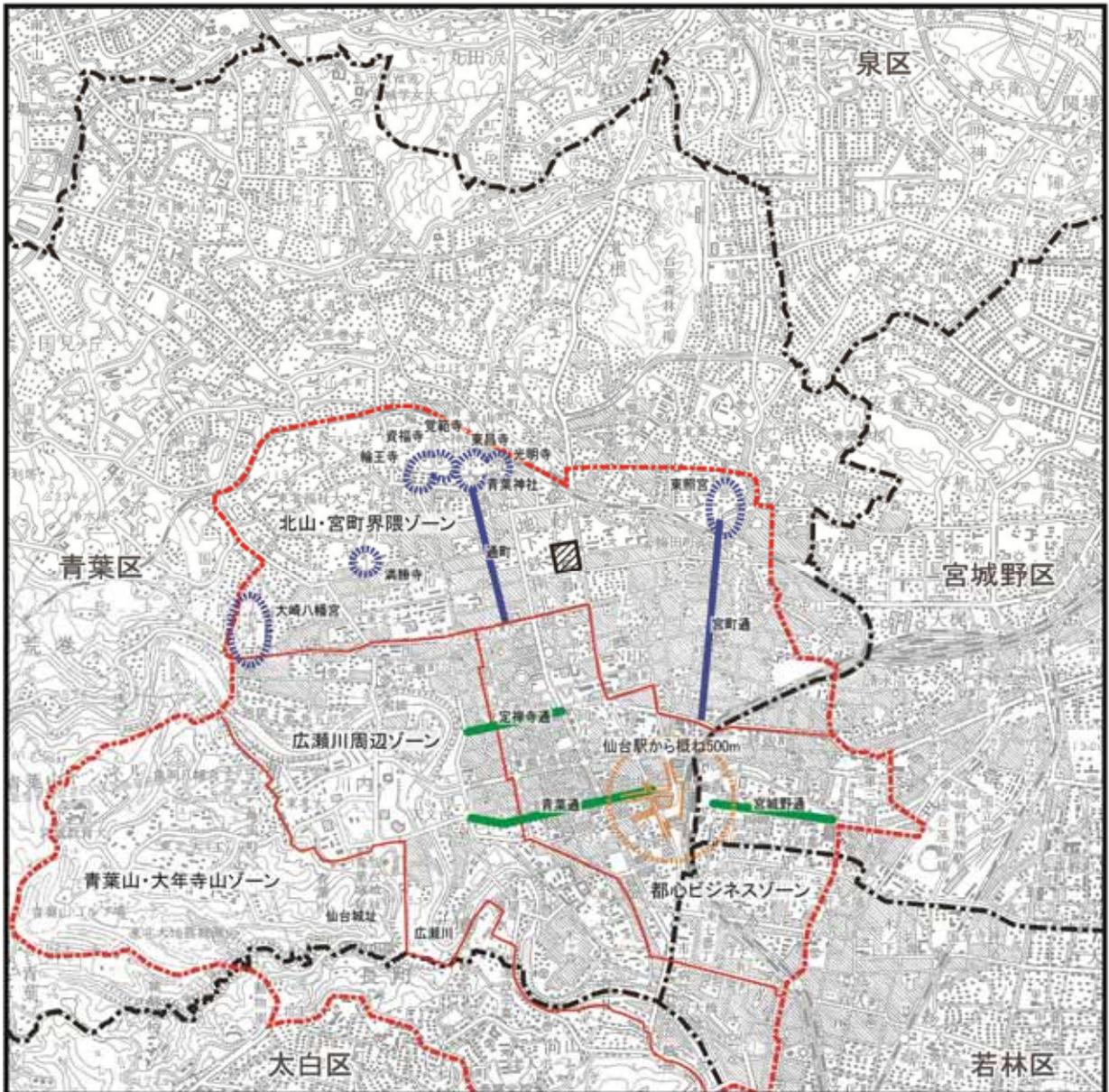
路線名	指定する区間
市道青葉神社通線	全区間
市道宮町通線	全区間
市道宮町小松島線	市道北六番丁線との交点から市道五城中学校南通線との交点までの区間

出典：「仙台市告示第266号」(平成21年7月1日、仙台市)

表 3-60 広告物誘導基準

区域	基準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランスよい配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。 ・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。 ・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね 500m の範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名より過大なものとしなない。 ・屋上広告物は、新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。 ・壁面広告は、ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。 ・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。
<p>市道青葉通線(仙台駅周辺西口の区域は除く)・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。 ・壁面広告は、低層階(3階以下)に集約し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。

出典：「仙台市告示第266号」(平成21年7月1日、仙台市)



凡例

	: 計画地		: 社寺周辺
	: 区境界線		: 歴史的通り
	: 広告物景観地域(景観重点区域)		: 青葉通, 定禅寺通, 宮城野通
	: ゾーン境界		: 仙台駅周辺西口

出典:「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成24年2月, 仙台市)

図 3-29 広告物景観地域

S=1:50,000
0 500 1000 2000m

4. 自然環境等で保全しようとする地域又は対象

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1. 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

4.1.1. 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

なお、選定基準等については、「3. 事前調査結果」において調査範囲内にその地域又は対象が確認されたものを対象として整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

A：特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-1に示すとおりである。

表 4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	学術上価値の高いものとして国及び市が指定している植物, 地形・地質, 保護区域であることから, 事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	我が国にとって歴史上, 芸術上, 学術上価値の高いものとして国, 宮城県, 仙台市が指定している天然記念物, 史跡及び建造物《有形文化財》であることから, 事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2に示すとおりである。

表 4-2 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年, 法律第29号)	治水上の砂防設備を要する土地で、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」(昭和33年, 法律第30号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年, 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-④	土砂災害警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日, 法律第75号)	土砂災害の発生により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
(自然環境の保全性)		
B-⑤	鳥獣保護区：特別保護地区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年, 法律第88号)	鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあっては許可を要する区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	水質保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年, 仙台市条例第39号)	広瀬川全流域の水質を保全するために指定された区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-⑦	風致地区 「都市計画法」(昭和43年, 法律第100号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	県緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」(昭和47年, 宮城県条例第25号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地に当たって相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年, 仙台市条例第39号)	広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守るために指定された区域であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	市保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年, 仙台市条例第47号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑪	市保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年, 仙台市条例第47号)	地域的美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑫	市保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年, 仙台市条例第47号)	
B-⑬	特別緑地保全地区 「都市緑地法」(昭和48年, 法律第72号)	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全し、無秩序な市街化の防止を図る地区であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-⑭	埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 「文化財保護法」(昭和25年, 法律第214号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
(生活環境の保全性)		
B-⑮	騒音に係る環境基準のAA類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成5年, 法律第91号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

C：本事業の立地にあたって留意する地域又は対象
「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は表 4-3(1)～(2)に示すとおりである。

表 4-3(1) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)の選定基準及び選定理由 (1/2)

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	土砂災害危険箇所 「せんだいくらしのマップ(土砂災害危険地マップ)」 (http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/)	急傾斜地崩壊や地すべり等の土砂災害のおそれのある場所であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	軟弱地盤 「仙台市史特別編 1 自然」(平成 6 年 3 月, 仙台市)	地盤沈下等が発生する恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-③	注目すべき地形・地質 「日本の地形レッドデータブック第 2 集」(平成 14 年, 日本の地形レッドデータブック作成委員会) 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月, 仙台市) 「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成 11 年 4 月, 国土地理院)	学術上重要な地形・地質が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	自然性の高い植生 「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 22 年 3 月, 仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	植物生育地として重要な地域 「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月, 仙台市)	植物生育地として重要な地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	重要な植物群落 (宮城県レッドリストにおける調査群落) 「宮城県の希少な野生動植物—宮城県レッドリスト 2013 年版—」(平成 25 年, 宮城県)	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	動物生息地として重要な地域 「平成 22 年度自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月, 仙台市)	動物生息地として重要な地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年, 法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然との触れ合い性)		
C-⑨	自然的景観資源 「平成 22 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年 3 月, 仙台市) 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月, 宮城県) 「みやぎ伊達な観光マップ」(http://www.datenamap.com/)	自然的景観の保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑩	文化的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年 9 月, 宮城県) 「みやぎ伊達な観光マップ」(http://www.datenamap.com/)	文化的景観の保全上重要な屋敷林や建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	景観重点区域・広告物景観地域・景観地区・広告物モデル地区 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年, 仙台市) 「杜の都の風土を育む景観条例」(平成 7 年, 仙台市条例第 5 号) 「仙台市屋外広告物条例」(平成元年, 仙台市条例第 4 号)	重点的に景観の形成を図る必要がある地区として指定されているものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑫	緑化重点地区 「都市緑地法」(昭和 48 年, 法律第 72 号) 「仙台市みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月, 仙台市)	重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として指定されているものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑬	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月, 仙台市) 「杜の都・仙台わがまち緑の名所 100 選ガイドブック」(平成 14 年 3 月, 仙台市)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表 4-3(2) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)の選定基準及び選定理由(2/2)

区分	選定基準	選定理由
(生活環境の保全性)		
C-14	騒音に係る環境基準のA類型(専ら住居の用に供される地域)： 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び文教地区 「都市計画法」(昭和43年、法律第100号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-15	河川・湖沼 「平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成22年3月、仙台市)	地域の動植物の生息・生育地、用水などの生活資源となるものであり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-16	湧水 「平成21年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 (平成22年3月、仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

4.1.2. 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-4(1)～(14)及び図 4-1～図 4-3に示すとおりである。

配慮区分については、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性(大規模建築物の建設)を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・配慮区分「○」：「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・配慮区分「△」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・配慮区分「×」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)」

表 4-4(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (1/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(A ランク)		
(自然との触れ合い性)		
A- 天然記念物 ……図 4-1参照		
1 苦竹のイチョウ	×	計画地から 1～6 の天然記念物との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 青葉山	×	
3 東昌寺のマルミガヤ	×	
4 霊屋下セコイヤ類化石林	×	
5 仙台城二の丸跡南西境の杉並木(部分)	×	
6 子平町の藤	×	
A- 指定文化財 ……図 4-1参照		
7 国宝 大崎八幡宮本殿・石の間・拝殿 附 棟札 1 枚	×	計画地から 7～31 の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
8 大崎八幡宮長床	×	
9 陸奥国分寺薬師堂 附 厨子 1 基・棟札 1 枚	×	
10 東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石灯籠 34 基	×	
11 陸奥国分寺跡	×	
12 陸奥国分尼寺跡	×	
13 林子平墓	×	
14 仙台城跡	×	
15 白山神社本殿	×	
16 東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	×	
17 大崎八幡宮石鳥居	×	
18 亀岡八幡宮石鳥居 附 鳥居額	×	
19 宮城県知事公館正門(旧仙台城門)	×	
20 陸奥国分寺薬師堂仁王門	×	
21 旧第四連隊兵舎	×	
22 成覚寺山門 (旧浄眼院殿霊屋門)	×	
23 荘厳寺山門	×	
24 輪王寺山門	×	
25 大満寺虚空蔵堂 附 厨子 1 基	×	
26 大願寺山門 (旧万寿院殿霊屋門)	×	
27 泰心院山門 (旧仙台藩藩校養賢堂正門)	×	
28 愛宕神社本殿・拝殿 附 棟札 3 枚	×	
29 毘沙門堂唐門	×	
30 旧姉齒家茶室(残月亭) 附 扁額「残月亭」1 面	×	
31 三沢初子の墓など	×	

※表中の「A-①～②」は、前述の選定基準の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A- 指定文化財 …図 4-1参照		
32	刀工本郷国包各代の墓所	×
33	経ヶ峯伊達家墓所	×
34	松森焰硝蔵跡	×
計画地から 32～34 の指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。		
A- 登録文化財 …図 4-1参照		
35	荒巻配水池入口	×
36	三居沢発電所	×
37	庄子屋醤油店店舗及び住宅	×
38	門間箆笥店主屋	×
39	門間箆笥店板倉	×
40	門間箆笥店稻荷社	×
41	門間箆笥店指物工房	×
42	門間箆笥店塗り工房	×
43	大崎八幡宮社務所	×
44	大崎八幡宮旧宮司宿舎	×
45	大崎八幡宮神馬舎	×
46	デフォレスト館	×
47	東北学院大学(旧東北学院専門部校舎)	×
48	ラーハウザー記念東北学院礼拝堂	×
49	東北学院大学大学院棟 (旧シュネーダー記念東北学院図書館)	×
50	安藤家住宅	×
51	釈迦堂	×
52	壽徳寺山門	×
53	松音寺山門	×
54	稱念寺本堂	×
55	昌繁寺山門、観音堂	×
56	正楽寺本堂・山門	×
57	榴岡天満宮唐門	×
58	仏眼寺本堂	×
59	陸奥国分寺鐘楼	×
60	陸奥国分寺准胝観音堂	×
61	冷源寺山門	×
62	大崎八幡宮石段	×
63	亀岡八幡宮石段	×
計画地から 35～63 の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。		

※表中の「A-②～③」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-1の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(A ランク)		
(自然との触れ合い性)		
A- 登録文化財 ……図 4-1参照		
64 東照宮石段	×	計画地から 64～71 の登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
65 仙岳院本堂	×	
66 清浄光院本堂	×	
67 延寿院本堂・地藏堂	×	
68 善入院観音堂	×	
69 瑞鳳寺高尾門	×	
70 北山羽黒神社境内社	×	
71 愛宕神社神門	×	

※表中の「A-③」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-1の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)		
(土地の安定性)		
B- 砂防指定地 … 図 4-2参照	×	計画地からこれら指定地域との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 地すべり防止区域 … 図 4-2参照	×	
B- 急傾斜地崩壊危険区域 … 図 4-2参照	×	
B- 土砂災害警戒区域 … 図 4-2参照	×	
(自然環境の保全性)		
B- 鳥獣保護区：特別保護地区 … 図 4-2参照	×	計画地から鳥獣保護区の特別保護地区との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した
B- 水質保全区域 … 図 4-2参照	×	計画地は水質保全区域に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
B- 風致地区 … 図 4-2参照		
i 大年寺風致地区	×	計画地から i～vi の風致地区との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
ii 八木山風致地区	×	
iii 愛宕山風致地区	×	
iv 霊屋風致地区	×	
v 大崎八幡風致地区	×	
vi 北山風致地区	×	
vii 台原風致地区	△	計画地からviiの風致地区との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以内であり、間接的な影響が懸念される。
viii 安養寺風致地区	×	計画地からviiiの風致地区との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 県緑地環境保全地域 … 図 4-2参照		
I 丸太沢緑地環境保全地域	×	計画地から I～II の緑地環境保全地域との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
II 権現森緑地環境保全地域	×	
B- 環境保全区域	×	計画地から環境保全区域との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 保存緑地 … 図 4-2参照		
A 青葉山	×	計画地から A～D の保存緑地との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B 西山	×	
C 安養寺	×	
D 木皿山	×	

※表中の「B-①～⑩」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×

表 4-4(5) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/14)

指定地域		配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)				
(自然との触れ合い性)				
B- 保存緑地 ……図 4-2参照				
E	奥津森	×	計画地から E～Z の保存緑地との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。	
F	瞑想の森	×		
G	東照宮	×		
H	大崎八幡	×		
I	霊屋	×		
J	北川山	×		
K	国見四丁目 I	×		
L	向山高校	×		
M	仙岳院	×		
N	一の坂	×		
O	狐沢山	×		
P	国見四丁目 II	×		
Q	放山	×		
R	ラ・サールホーム	×		
S	藤松	×		
T	北山	×		
U	村上山	×		
V	愛宕山	×		
W	大泉山 II	×		
X	大年寺山	×		
Y	小松島二丁目	×		
Z	与兵衛沼	×		
B- 保存樹木 ……図 4-2参照				
1	光明寺	オオバボダイジュ	×	計画地から 1～10 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2	東昌寺	マルミガヤ	×	
3	東昌寺	アカマツ	×	
4	東昌寺	コウヨウザン	×	
5	資福寺	ハクモクレン	×	
6	資福寺	ゴヨウマツ	×	
7	資福寺	コウヨウザン	×	
8	秀林寺	サツキ	×	
9	覚範寺	ヒヨクヒバ	×	
10	輪王寺	ダイオウショウ	×	

※表中の「B-⑩～⑪」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(6) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/14)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)			
(自然との触れ合い性)			
B- 保存樹木 ……図 4-2参照			
11	輪王寺	コウヨウザン	×
12	羽黒神社	エドヒガン	×
13	荘厳寺	アカマツ	×
14	荘厳寺	イロハカエデ	×
15	称念寺	キャラボク	×
16	称念寺	カリン	×
17	称念寺	イチョウ	×
18	称念寺	タラヨウ	×
19	大願寺	タラヨウ	×
20	正圓寺	アカマツ	×
21	称覚寺	イチョウ	×
22	充国寺	クロマツ	×
23	個人所有	フジ	×
24	東北大学医学部	イスノキ	×
25	個人所有	ケヤキ	×
26	個人所有	ウメ	×
27	木町通小学校	イチョウ	×
28	個人所有	ケヤキ	×
29	大崎八幡宮	イヌシデ	×
30	大崎八幡宮	コウヤマキ	×
31	文殊菩薩堂	ヒガンザクラ	×
32	個人所有	シダレザクラ	×
33	社団法人青葉福社会	アカマツ	×
34	個人所有	スギ	×
35	個人所有	エノキ	×
36	個人所有	タブノキ	×
37	個人所有	カヤ	×
38	個人所有	ゴヨウマツ	×
39	仙台市	イチョウ	×
40	仙台市	ウメ	×
41	仙台高等裁判所	ヒマラヤスギ	×
42	仙台高等裁判所	イロハカエデ	×
43	仙台高等裁判所	シラカシ	×

計画地から 11～43 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

※表中の「B-①」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(7) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (7/14)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)			
(自然との触れ合い性)			
B- 保存樹木 …… 図 4-2参照			
44	仙台高等裁判所	エドヒガンザクラ	×
45	仙台高等裁判所	コウヤマキ	×
46	仙台高等裁判所	キャラボク	×
47	東北大学	メタセコイヤ	×
48	東北大学	ハンテンボク	×
49	東北大学	スズカケノキ	×
50	東北大学	クロマツ	×
51	東北大学	イチョウ	×
52	仙台市	コウヤマキ	×
53	瑞鳳寺	ヒガンザクラ	×
54	仙台地方検察庁	サルスベリ	×
55	仙台地方検察庁	シダレザクラ	×
56	東二番丁小学校	クスノキ	×
57	東北薬科大学	クロマツ	×
58	朝日神社	スギ	×
59	宮城県対がん協会	ケヤキ	△
60	仙岳院	クロマツ	×
61	五城中学校	イロハモミジ	×
62	一本松公園・仙台市	アカマツ	×
63	宮城県	ヒマラヤスギ	×
64	宮城県	サンゴジュ	×
65	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	×
66	千手観音堂	イチョウ	×
67	稲舟神社	イロハカエデ	×
68	個人所有	イチョウ	×
69	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	×
70	仙台市	シダレザクラ	×
71	仙台市	サイカチ	×
72	孝勝寺	クロマツ	×
73	榴岡天満宮	シラカシ	×

計画地から 44～58 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

計画地から左記の自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である 500m 以内であり、車両の通行等に伴う間接的な影響が懸念されることから、工事用車両の走行ルートを選定等に留意が必要である。

計画地から 60～73 の保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

※表中の「B-①」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(8) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (8/14)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)			
(自然との触れ合い性)			
B- 保存樹木 ……図 4-2参照			
74	宮城野八幡神社	ケヤキ	× 計画地から 74～94 の保存緑地との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
75	正楽寺	イチョウ	
76	正楽寺	クスノキ	
77	愚鈍院	カヤ	
78	大林寺	カヤ	
79	道仁寺	タブノキ	
80	道仁寺	サクラ	
81	道仁寺	シダレザクラ	
82	道仁寺	サクラ	
83	栽松院	シラカシ	
84	信夫神社	イチョウ	
85	三宝大荒神社	イチョウ	
86	満福寺	クロマツ	
87	薬師堂	ヒイラギ	
88	仙台市	アラカシ	
89	仙台市	イチョウ	
90	聖ウルスラ学院	ケヤキ	
91	仙台市	シダレザクラ	
92	愛宕神社	スギ	
93	愛宕神社	エドヒガン	
94	大満寺	イチョウ	
B- 保存樹林 ……図 4-2参照			
①	青葉通：仙台駅前～大町	×	× 計画地から①～⑧の保存樹林との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
②	定禅寺通(中央分離帯のみ)：東二番丁通～西公園前	×	
③	勾当台公園：青葉区本町三丁目 9	×	
④	西公園：桜ヶ岡公園 2, 桜ヶ岡公園 3	×	
⑤	①勾当台通外記丁線・②定禅寺通県庁前線 青葉区本町三丁目 9(東隣, 北隣)	×	
⑥	東十番丁線：宮城野区榴ヶ岡五丁目 12(北側)	×	
⑦	広瀬町 4	×	
⑧	青葉区子平町 3-11	×	

※表中の「B-①～⑧」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(9) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (9/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)		
(自然との触れ合い性)		
B- 特別緑地保全地区 … 図 4-2参照		
栴江	×	計画地から左記の特別緑地保全地区との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B- 埋蔵文化財包蔵地(遺跡) … 図 4-2参照		
a 五本松窯跡	×	計画地から a~t の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)との距離は、自然との触れ合いの場等への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
b 仙台城跡	×	
c 堤町窯跡 B 地点	×	
d 新妻家墓地	×	
e 経ヶ峯	×	
f 安養寺下窯跡	×	
g 安養寺中囲窯跡	×	
h 安養寺配水場前窯跡	×	
i 神明社窯跡 A 地区	×	
j 庚申前窯跡	×	
k 神明社窯跡	×	
l 大蓮寺窯跡	×	
m 栴江遺跡	×	
n 与兵衛沼窯跡	×	
o 法領塚古墳	×	
p 養種園遺跡	×	
q 陸奥国分寺跡	×	
r 陸奥国分尼寺跡	×	
s 愛宕山横穴墓群	×	
t 宗禅寺横穴墓群	×	
B- 騒音に係る環境基準の AA 類型	×	計画地から騒音に係る環境基準の AA 類型の地域との距離は、騒音への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

※表中の「B-⑬～⑰」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-2の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(10) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (10/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(土地の安定性)		
C- 土砂災害危険箇所 … 図 4-3(1)参照	×	計画地から土砂災害危険箇所との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C- 軟弱地盤 … 図 4-3(1)参照	×	計画地から軟弱地盤の分布箇所との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然環境の保全性)		
C- 注目すべき地形・地質 … 図 4-3(1)参照		
① 青葉山丘陵と竜ノ口溪谷及びその下流部	×	計画地から①～⑨の注目すべき地形・地質までの距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 霊屋下セコイヤ類化石林	×	
③ 長町・利府	×	
④ 大年寺山	×	
⑤ 鹿落坂	×	
⑥ 虚空蔵淵	×	
⑦ 古竜ノ口川	×	
⑧ 広瀬川(牛越橋上流～愛宕橋間)	×	
⑨ 竜ノ口溪谷-虚空蔵淵	×	
C- 自然性の高い植生 … 図 4-3(1)参照		
広瀬川・七北田川沿い及び丸太沢等の水辺のヨシクラス・ヒルムシロクラス	×	計画地から自然性の高い植生が分布する地域との距離は、植物への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
広瀬川沿い及び青葉山周辺のブナクラス域自然植生	×	
C- 植物生育地として重要な地域 … 図 4-3(1)参照		
1 東北大学植物園のモミ林	×	計画地から1～13の植物生育地として重要な地域との距離は、植物への影響が想定される範囲である200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 霊屋のスギ林	×	
3 名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生	×	
4 七北田川下流域の河畔植生	×	
5 台原森林公園・真美沢公園の里地・里山植生	×	
6 与兵衛沼周辺の里地・里山植生	×	
7 茂ヶ崎・愛宕神社周辺の里地・里山植生	×	
8 竜ノ口溪谷の自然林	×	
9 榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	×	
10 八幡・国見・放山地区の緑地	×	
11 奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生(緑の回廊)	×	
12 丸田沢緑地(水の森公園)	×	
13 葛岡墓園・荒巻の緑地	×	

※表中の「C-①～⑨」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-3(1)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
 - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
 - ×
- ※：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(11) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (11/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C- 重要な植物群落(宮城県レッドリストにおける調査群落) ……図 4-3(1)参照		
1 東北大学大学院植物園のモミ林	×	計画地から 1~2 の重要な植物群落との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 霊屋のスギ植林	×	
C- 動物生息地として重要な地域 ……図 4-3(2)参照		
① 竜ノ口溪谷	×	計画地から①~⑧の動物生息地として重要な地域との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 青葉山	×	
③ 広瀬川 (中~下流域)	×	
④ 七北田川 (中流域~河口)	×	
⑤ 奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	×	
⑥ 丸田沢緑地 (水の森公園)	×	
⑦ 葛岡墓園・荒巻の緑地	×	
⑧ 太白山・佐保山・釣取国有林一帯	×	
C- 鳥獣保護区 ……図 4-3(2)参照	×	鳥獣保護区は市街地一帯で指定されており、計画地周辺に注目すべき哺乳類及び鳥類が確認されていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
C- 自然的景観資源 ……図 4-3(2)参照		
A 仙台市霊屋広瀬川面 (断崖・絶壁)	×	計画地から A~E の自然的景観資源との距離は、景観への影響が想定される範囲である 800m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B 仙台市広瀬町・広瀬川崖	×	
C 竜ノ口溪谷	×	
D 定禅寺通り (けやき並木のアーチ)	×	
E 広瀬川	×	
C- 文化的景観資源 ……図 4-3(2)参照		
1 堤通(七夕飾り)	△	計画地から左記の文化的景観資源との距離は、景観への影響が想定される範囲である 800m 以内にあることから、間接的な影響が懸念される。
2 西公園	×	計画地から 2~10 の文化的景観資源との距離は、景観への影響が想定される範囲である 800m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
3 青葉神社	×	
4 愛宕神社	×	
5 孝勝寺	×	
6 護国神社	×	
7 榴岡天満宮	×	
8 東照宮	×	
9 白山神社	×	
10 陸奥国分寺薬師堂	×	

※表中の「C-⑥~⑩」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号・記号等は図 4-3(1)または図 4-3(2)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(12) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (12/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然との触れ合い性)		
C- 文化的景観資源 ……図 4-3(2)参照		
11 輪王寺	×	計画地から 11~22 の文化的景観資源との距離は、景観への影響が想定される範囲である 800m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
12 輪王寺庭園	×	
13 原田甲斐屋敷門	×	
14 大崎八幡宮社殿	×	
15 龍宝寺	×	
16 成田山経ヶ峰国分寺	×	
17 亀岡八幡神社	×	
18 仙台北城跡	×	
19 陸奥国分寺跡	×	
20 旧歩兵第 4 連隊兵舎	×	
21 仙台朝市	×	
22 初売り	×	
C- 景観重点区域・広告物景観地域・景観地区・広告物モデル地区 ……図 4-3(2)参照		
景観重点区域・広告物景観地域	○	計画地は、景観重点区域及び広告物景観地域に含まれることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
景観地区・広告物モデル地区	×	計画地は、景観地区・広告物モデル地区に該当しないことから、特に配慮は要しないと判断した。
C- 緑化重点地区 ……図 4-3(2)参照		
仙台都心部緑化重点地区	○	計画地は、仙台都心部緑化重点地区に含まれることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C- 自然との触れ合いの場 ……図 4-3(2)参照		
勝山公園	△	計画地から左記の自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である 500m 以内であり、車両の通行等に伴う間接的な影響が懸念されることから、工事用車両の走行ルートの選定等に留意が必要である。
台原緑地	△	
台原公園	△	
外記丁通公園	△	
上杉一丁目公園	△	
上杉五丁目公園	△	
北五番丁東公園	△	
・都市計画公園 上記の都市計画公園(勝山公園・台原公園・外記丁通公園)を除く公園 (計 101 箇所)	×	
・都市計画緑地 上記の都市計画緑地(台原緑地)を除く緑地(計 13 箇所)	×	
・都市公園 上記の都市公園を除く公園 (計 437 箇所)	×	

※表中の「C-⑩~⑬」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号は図 4-3 (2)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

表 4-4(13) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (13/14)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然との触れ合い性)		
C- 自然との触れ合いの場 …図 4-3(2)参照		
・自然との触れ合いの場(その他) 愛宕上杉通	△	計画地から左記の自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である 500m 以内であり、車両の通行等に伴う間接的な影響が懸念されることから、工事用車両の走行ルートを選定等に留意が必要である。
・自然との触れ合いの場(その他) 水の森公園、貝ヶ森中央公園、大崎八幡宮、北六番丁公園、北山界限、三居沢、青葉の森、広瀬川中流域、宮城県美術館・仙台二高周辺、亀岡八幡宮、東北大学川内キャンパス、東北大学植物園、経ヶ峯、青葉山公園、西公園、東北大学片平キャンパス、良覚院丁公園、北目町通「ユリノキ並木」、青葉通「ケヤキ並木」、定禅寺通「ケヤキ並木」、勾当台公園周辺、東照宮周辺、小松島公園周辺、台原森林公園、とちのき公園、宮城野通周辺、三沢初子の墓など、榴岡公園、榴岡天満宮、苦竹のイチョウ、与兵衛沼・大堤公園周辺、新寺界限、仙台一高のサクラ、薬師堂周辺、若林区役所周辺、三宝大荒神のイチョウ、竜の口溪谷、愛宕山界限、真美沢公園	×	計画地から左記の自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
(生活環境の保全性)		
C- 騒音に係る環境基準のA類型 …図 4-3(1)参照	×	計画地から騒音に係る環境基準のA類型の地域との距離は、騒音への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C- 河川・湖沼 …図 4-3(1)参照		
a 広瀬川	×	計画地から a～g の河川との距離は、水象への影響が想定される範囲である 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
b 七北田川	×	
c 梅田川	×	
d 高野川	×	
e 藤川	×	
f 仙台川	×	
g 高柳川	×	
h 新堤溜池	×	計画地から h～m の溜池との距離は、水象への影響が想定される範囲である 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
i 宮西溜池	×	
j 宮西溜池 2	×	
k 狐沢山溜池	×	
l 山上清水溜池	×	
m 中沢溜池	×	

※表中の「C-⑬～⑮」は、前述の選定基準の番号に、表中の記号は図 4-3(1)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。

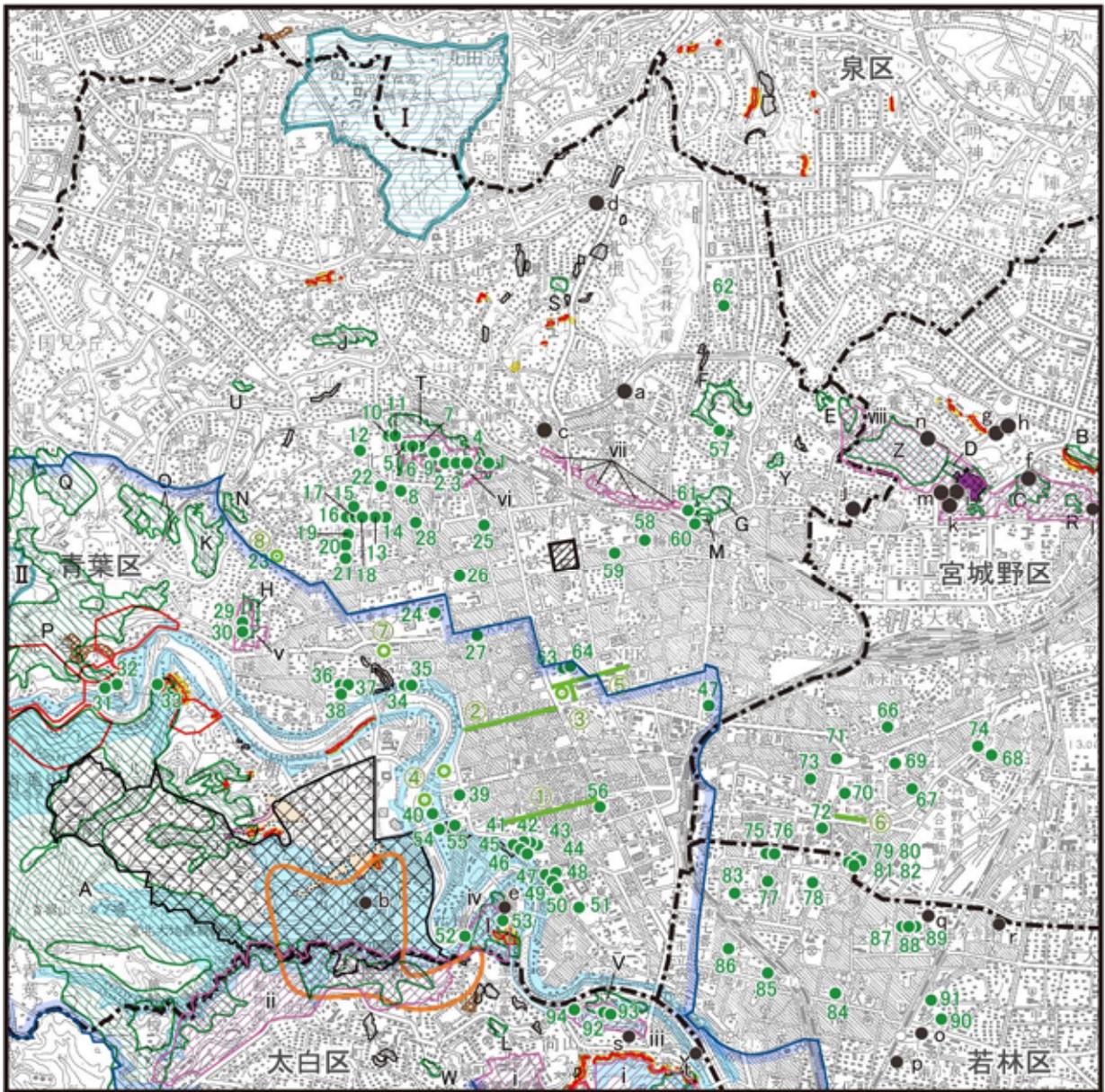
表 4-4(14) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (14/14)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)			
(生活環境の保全性)			
C- 河川・湖沼 … 図 4-3(1)参照			
n	坊主門溜池	×	計画地から n~u の溜池との距離は、水象への影響が想定される範囲である400m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
o	安養寺上溜池	×	
p	安養寺中溜池	×	
q	安養寺下溜池	×	
r	与兵衛沼溜池	×	
s	北の中溜池	×	
t	向山溜池	×	
u	三共堤溜池	×	
C- 湧水 … 図 4-3(1)参照			
i	山上清水	×	計画地から左記の湧水との距離は、水象への影響が想定される範囲である400m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
ii	野田の清水	×	
iii	青葉神社内湧水	×	
iv	輪王寺内湧水	×	
v	御清水	×	
vi	清水門の清水	×	
vii	岡清水	×	

※表中の「C-⑮～⑰」は、前述の選定基準の番号に、表中の番号・記号等は図 4-3(1)の番号に対応する。

※配慮区分は以下のとおり。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象。
- △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象。
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)。



凡例

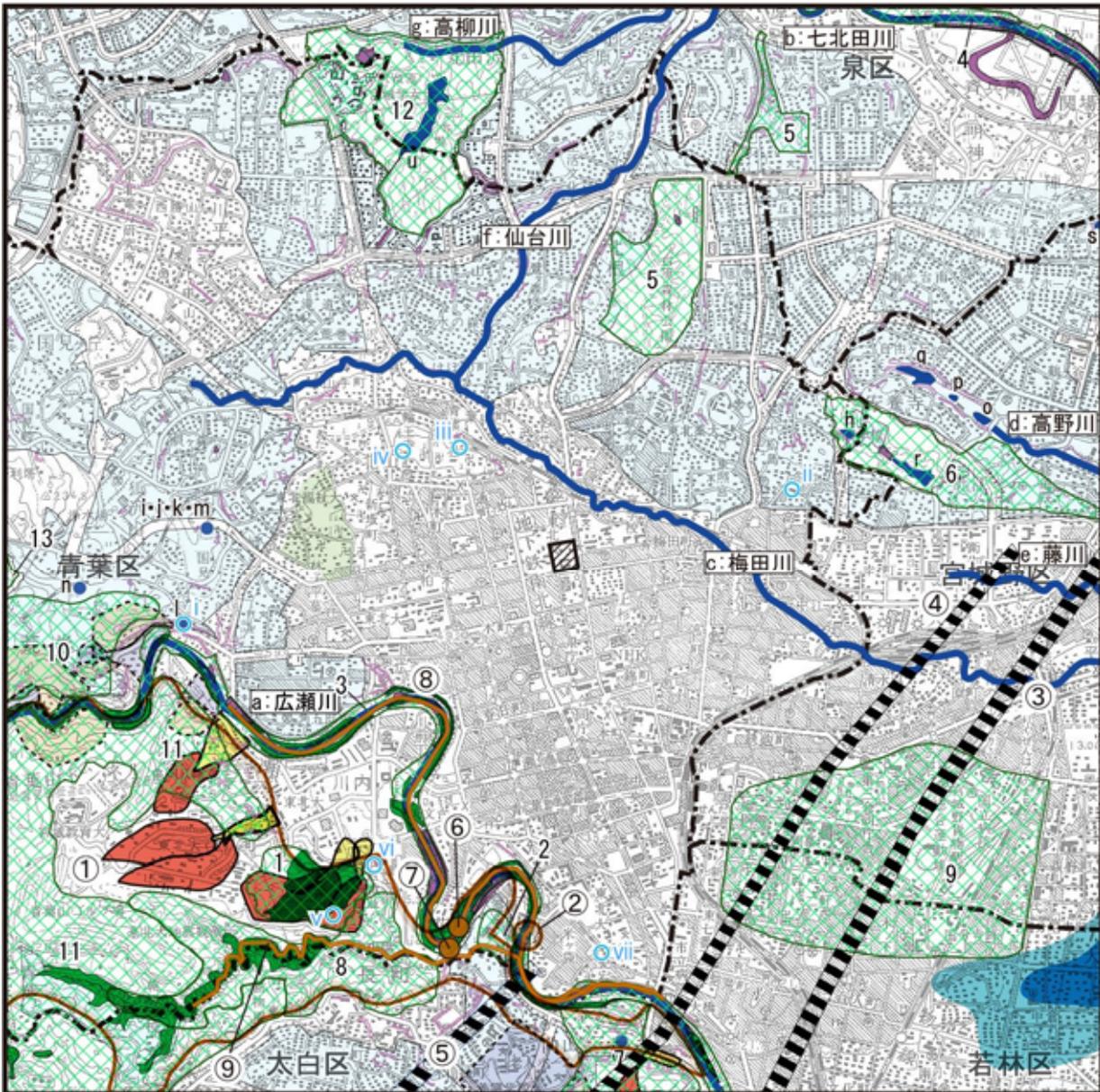
- | | |
|--|---|
|  : 計画地 |  : 水質保全区域 |
|  : 区境界線 |  : 風致地区 (i ~ viii) |
|  : 砂防指定地 |  : 県緑地環境保全地域 (I ~ II) |
|  : 地すべり防止区域 |  : 環境保全区域 |
|  : 急傾斜地崩壊危険区域 |  : 保存緑地 (A ~ Z) |
|  : 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊) |  : 保存樹木 (1 ~ 94) |
|  : 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) |  : 保存樹林 (① ~ ⑧) |
|  : 土砂災害警戒区域 (土石流) |  : 特別緑地保全地区 |
|  : 土砂災害特別警戒区域 (土石流) |  : 埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) (a ~ t) |
|  : 鳥獣保護区 (特別保護地区) |  : 騒音に係る環境基準 (AA類型) |

図 4-2 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



凡例

-  : 計画地
-  : 区境界線
-  : 土石流危険渓流
-  : 土石流危険区域
-  : 地すべり危険箇所
-  : 移動土塊の到達範囲
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所
-  : 注目すべき地形・地質①～⑨
-  : 植生自然度個別値:10
(ヨシクラス・ヒルムシロクラス)
-  : 植生自然度個別値:9
(ブナクラス域自然植生)
-  : 植物生育地として重要な地域(1～13)
重要な植物群落(1～2)
-  : 騒音に係る環境基準(A類型)
-  : 河川・湖沼(a～u)
-  : 湧水(i～vii)

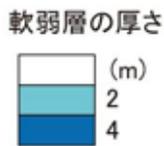
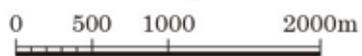
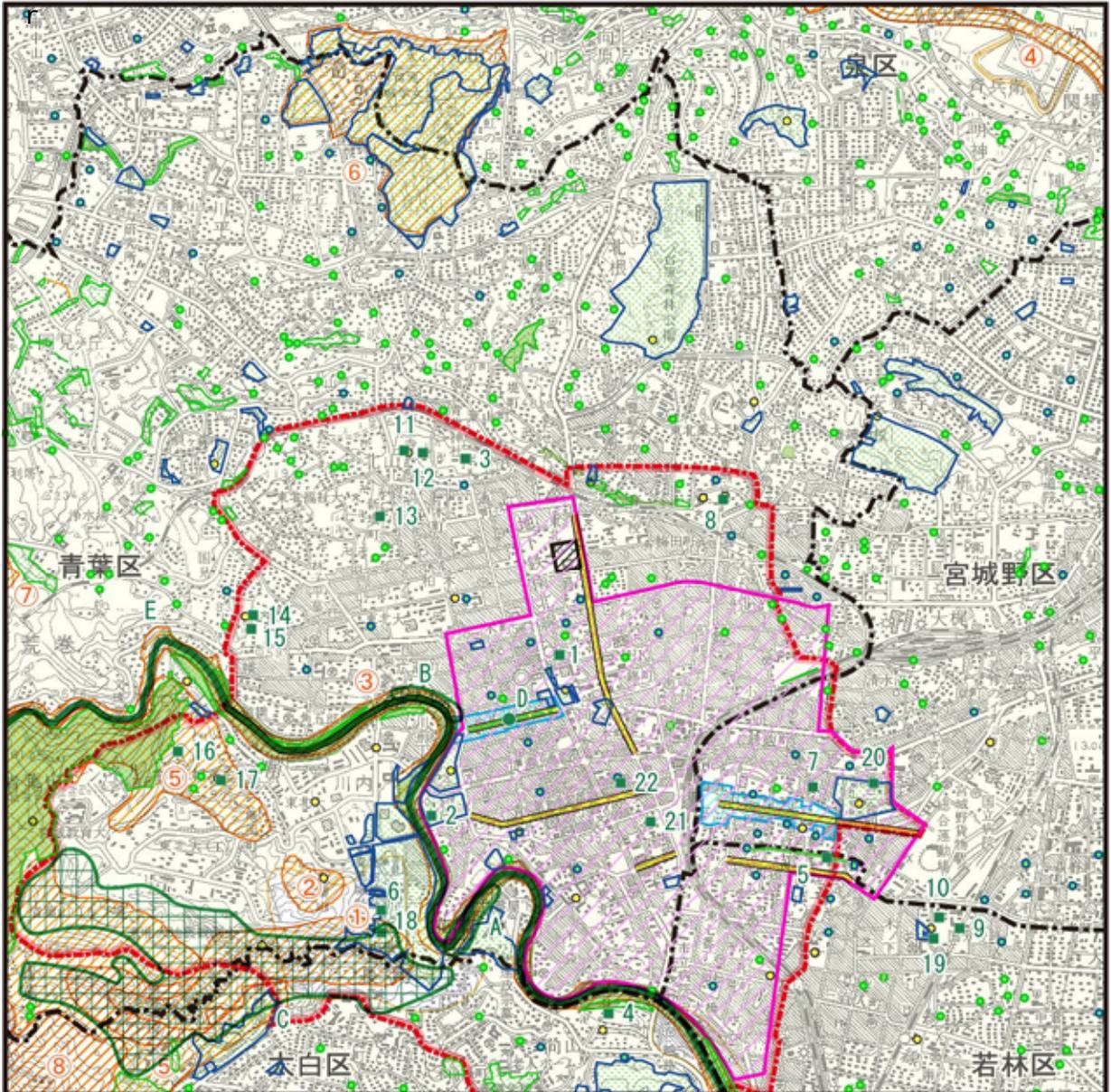


図 4-3(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)



S=1:50,000

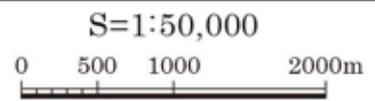




凡例

- : 計画地
- : 区境界線
- : 動物の生息地として重要な地域 (①～⑧)
- : 緑化重点地区(仙台都心部)
- : 鳥獣保護区
- : 自然との触れ合いの場 (都市計画公園)
- : 自然的景観資源 (A～E)
- : 文化的景観資源 (1～22)
- : 景観重点区域・広告物景観地域
- : 自然との触れ合いの場 (都市計画緑地)
- : 景観地区・広告物モデル地区
- : 自然との触れ合いの場 (都市公園)
- : 自然との触れ合いの場(その他)

図 4-3(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)



4.1.3. 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は、表 4-5、その選定結果と計画地との位置関係は、図 4-4に示すとおりである。

「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」(配慮区分「○」)として、C-⑪ 景観重点区域・広告物景観地域及びC-⑫ 緑化重点地区を選定した。

また、「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」(配慮区分「△」)として、B-⑦ 風致地区の「台原風致地区」、B-⑪ 保存樹木の「宮城県対がん協会(ケヤキ)」、C-⑩ 文化的景観資源の「堤通(七夕飾り)」、C-⑬ 自然との触れ合いの場の「勝山公園」、「台原緑地」、「台原公園」、「外記丁通公園」、「上杉一丁目公園」、「上杉五丁目公園」、「北五番丁東公園」及び「愛宕上杉通(イチョウ並木)」を選定した。

表 4-5 本事業の立地に際して保全等に配慮すべき地域又は対象のうち影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)		
B-⑦ 風致地区	台原風致地区	
B-⑪ 保存樹木	宮城県対がん協会(ケヤキ)	
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)		
C-⑩ 文化的景観資源	堤通(七夕飾り)	
C-⑪ 景観重点区域・広告物景観地域	北山・宮町界限ゾーン	
C-⑫ 緑化重点地区	仙台都心部	
C-⑬ 自然との触れ合いの場	勝山公園	
	台原緑地	
	台原公園	
	外記丁通公園	
	上杉一丁目公園	
	上杉五丁目公園	
	北五番丁東公園	
	愛宕上杉通(イチョウ並木)	

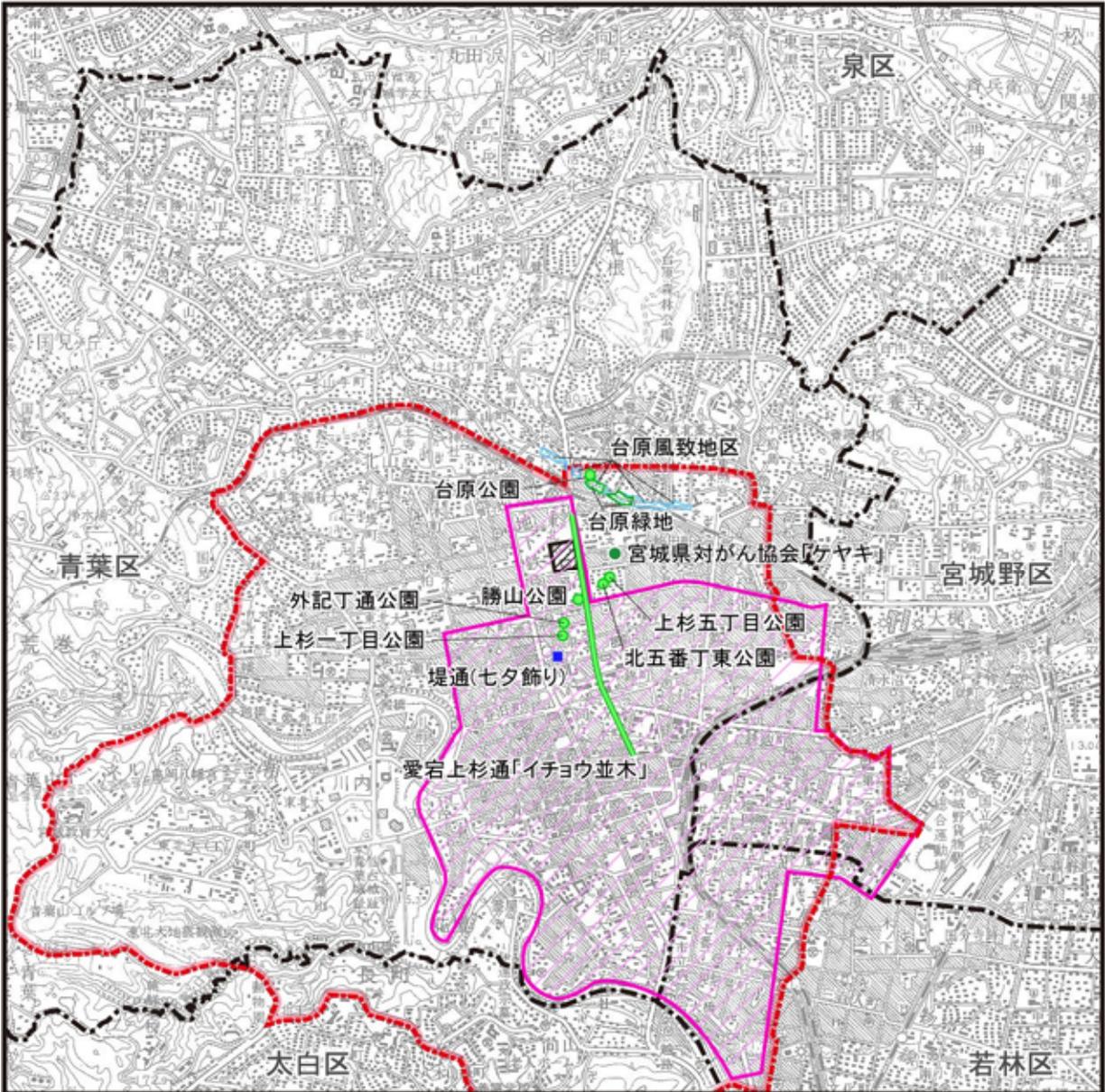
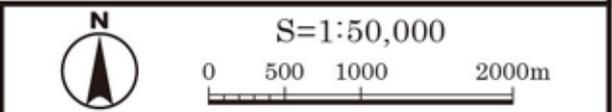


図 4-4 保全等に留意すべき地域又は対象と計画地との位置関係



4.2. 自然環境等の保全の観点から留意すべき事項又は環境配慮の方針

「事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象」と計画地との距離及び及び特性等を考慮し、今後の事業計画の作成及び環境影響評価の実施に当たって配慮すべき事項、環境保全の方針は、以下に示すとおりである。

(1) 水象 (表 4-4(13) ~ (14)及び図 4-3(1)参照)

調査範囲には、河川や溜池、湧水等がみられるものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な水象はない。ただし、本事業においては、供用後に井水を利用する可能性があることから建築物の水利用の方法に留意する。

(2) 地形・地質 (表 4-4(4)及び(10), 図 4-2及び図 4-3(1)参照)

調査範囲には、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域や災害の危険箇所、注目すべき地形・地質及び軟弱地盤が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な地形・地質はない。ただし、本事業においては、安全性の確保の観点から、施工方法や建築物の構造等に留意する。

(3) 植物 (表 4-4(4) ~ (11)及び図 4-2, 図 4-3(1)参照)

調査範囲には、保存緑地・保存樹木・保存樹林、自然性の高い植生、植物生育地として重要な地域及び重要な植物群落が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な対象はない。ただし、計画地は「仙台都心部緑化重点地区」に含まれることから、計画地内の緑化について可能な限り留意する。

(4) 動物 (表 4-4(4)及び(11), 図 4-2及び図 4-3(2)参照)

調査範囲には、動物生息地として重要な地域が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な動物の重要な生息地はない。

(5) 景観 (表 4-4(11) ~ (12)及び図 4-3(2)参照)

計画地は、景観重点区域・広告物景観地域「北山・宮町界限ゾーン」に含まれており、また、近傍に文化的景観資源「堤通(七夕飾り)」が位置していることから、事業計画の立案に留意するものとする。

(6) 自然との触れ合いの場 (表 4-4(4) ~ (9)及び(12) ~ (13), 図 4-2及び図 4-3(2)参照)

計画地の北東側に「台原風致地区」、「台原緑地」及び「台原公園」、計画地の南側に「勝山公園」等の公園、計画地の東側には保存樹木の「宮城県対がん協会のケヤキ」が位置している。また、計画地の東側に隣接して「愛岩上杉通のイチョウ並木」が通っている。これらの自然との触れ合いの場は、改変しないものの近接することから、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

(7) 文化財 (表 4-4(1) ~ (3)・(9)及び図 4-1・図 4-2参照)

調査範囲には、文化財及び埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な文化財はない。